川崎市介護予防・日常生活支援 総合事業請求事務について

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課

平成28年2月 説明会資料

(目次)

1.	川崎市介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う請求事務の事前確認
	・・・・・・・・・・・・・・・・・P1 川崎市総合事業サービス類型・・・・・・P3
	川崎市総合事業サービスの請求について・・・P7
	川崎市総合事業サービスの請求事務の流れ・・P8
	川崎市 介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書と給付管理
	票の提出パターン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	SKOSBEEL, 19
2.	川崎市総合事業開始に伴う国保連合会へのサービス費請求事務につい
	て・・・・・・・・・・・・・P12
	1. 地域区分の設定について・・・・・・P14
	2. 国保連合会の処理日程・・・・・・・P16
	3. 公費の取扱・・・・・・・・・P18
	4. 総合事業サービス費請求の注意点・エラー事例・・・P19
	【給付割合について】
	【給付管理票について】
	【エラー事例集(事例1~事例6)】
3.	川崎市総合事業サービスコード表(案)・・・・・・P25
⊃.	前間型サービス A2 (現行相当サービス)・・・・・P26
	訪問型サービス A2(現17相当サービス)・・・・・P27
	現行『介護予防訪問介護』との変更点・・・・・ P29
	訪問型サービス(現行相当サービス) 算定例・・・ P32
	通所型サービス A6 (現行相当サービス)・・・・・P35
	現行『介護予防通所介護』との変更点・・・・・ P36
	通所型サービス(現行相当サービス) 算定例・・・ P38
	通所型サービス A7 (基準緩和サービス)・・・・・P41
	介護予防ケアマネジメント費・・・・・・・ P42
4.	「給付管理票」「請求明細書」等の記載例 ・・・・・P43

 1.川崎市介護予防・日常生活支援総合事業開始 伴う請求事務の事前確認

川崎市総合事業(訪問型・通所型)サービス提供開始について

平成28年4月以降、川崎市総合事業によるサービス提供は

- ・『要支援者』(予防給付(訪問・通所介護除く)と総合事業サービス利用可)
- ・ 新たな対象区分『事業対象者』(総合事業サービスのみ利用可)に提供されます。
- ○『要支援者』の総合事業サービス提供時期

要支援者への総合事業サービス提供開始については

『被保険者証に記載されている認定有効期間開始日に

平成28年4月以降の日付が記載されている方』

の認定有効期間開始日から、予防給付の訪問介護・通所介護に代わり、総合事業サービスの訪問型・通所型サービスの利用となります。

例1:被保険者証の認定有効開始年月日が平成28年4月1日の場合は、 平成28年4月提供分から

例2:被保険者証の認定有効開始年月日が平成28年5月10日の場合は、 平成28年5月10日以降の提供分から 川崎市総合事業サービス類型

平成28年4月以降の「訪問」サービス

	予防給付	総合副	事業<訪問型サービス	.>
対象者	認定有効開始日が	〇認定有効開始日	<u> が</u>	〇認定有効開始日
	H28.3 月 31 日以前	<u>H28.4月1日以</u>	降の『要支援者』	が H28.4月1日以
	の要支援者	〇『事業対象者』		降の『要支援者』
				〇『事業対象者』
サービス	介護予防訪問介護	現行相当サービス	スーパー基準緩和	
種別				サービス
サービス	介護予防訪問介護	介護予防訪問サービス	介護予防訪問サービス	スーパー基準緩和
名称		(介護予防型)	(生活援助特化型)	訪問サービス
種別	61(介護予防訪問	<u>A2(訪問型サー</u>	A4 ((訪問型サービ	
コード	介護)		ス (独自/定額))	
サービス	現行と同様	現行予防給付と同様	生活支援等	
内容				
提供者	指定訪問	指定訪問	指定訪問	指定を受けた、民間
(資格要	介護事業者	介護事業者	介護事業者	サービスや介護事
件)	(現行と同様)	(現行と同様)	(『川崎市の指定する簡易研	「スーパー基準
			修』修了者による提供)*	緩和サービス」
報酬	現行と同様	<u>1 週あた</u>	りの単価	については、後
利用者負担	現行と同様	現行予防約	合付と同様	┣ 日詳細を提示し ━
	(1割または2割)	(1割また	-は2割)	ます。
給付制限の	現行と同様	·*	<i>+></i> 1	-
適用		<u></u> 過用	<u>なし</u>	
限度額管理	現行と同様	対象(現行		対象外
請求方法	国保連合会経由	国保連合		_
	(現行と同様)	国休建筑	コ女在田	

- *「基準緩和サービス」が提供可能となる『川崎市の指定する簡易研修』は平成28年度以降実施を予定しています。この研修修了者によるサービス提供を行った場合、該当のサービスコード(4桁)を使用して請求を行います(サービス種類は「現行相当サービス」と同じ「A2」となります)
- ※川崎市では、平成27年3月31日時点で現行の予防訪問介護の指定を受けている市内事業者は「A2」 の指定を受けているとみなすため、4月以降現行相当・基準緩和サービス(A2)の提供が可能です。 (ただし「基準緩和サービス」は『川崎市の指定する簡易研修』修了後から提供可能)
- ※平成27年4月1日以降、現行の予防訪問介護の指定を受けている市内事業者や市外事業者に関する 指定手続きは「川崎市総合事業事業者指定の手引き」を参照ください。

平成28年4月以降の「通所」サービス

	予防給付	総合事	事業<通所型サービス	.>
対象者	認定有効開始日が	〇認定有効開始日が	〇認定有効開始日が	〇認定有効開始日
	H28.3 月 31 日以前	<u>H28.4 月 1 日以降の</u>	H28.4 月 1 日以降の	が H28.4月1日以
	の要支援者	<u>『要支援者』</u>	『要支援者』	降の『要支援者』
		〇『事業対象者』	〇『事業対象者』	〇『事業対象者』
サービス	介護予防通所介護	現行相当サービス	基準緩和サービス	スーパー基準緩和
種別				サービス
サービス名	介護予防通所介護	介護予防通所サービス	介護予防短時間通所サ	スーパー基準緩和
称			ービス	通所サービス
種別	65(介護予防通所	<u>A6(通所型サービス(独</u>	A7 (通所型サービス (独	A8 ((通所型サービ
コード	介護)	<u>自))</u>	自/定率))	ス (独自/定額))
サービス内	現行と同様	現行予防給付と同様の	現行予防給付と同様の	通いの場の提供に
容		サービスで 3 時間以上	サービスで 1.5 時間以	相当するもの
		の支援	上の支援	
				-
提供者	指定通所	指定通所	指定通所介護事業者や	「スーパー基準
	介護事業者	介護事業者	指定を受けた民間・NPO	緩和サービス」
	(現行と同様)	(現行と同様)	等によるサービス等	については、後
報酬	現行と同様	1回あたりの単価	1回あたりの単価	日詳細を提示し
利用者負担	現行と同様	現行予防給付と同様	現行予防給付と同様	ます。全領国の負担
	(1割または2割)	(1割または2割)	(1割または2割)	
給付制限の	現行と同様	<u>適用なし</u>	適用なし	-
適用				
限度額管理	現行と同様	対象 (現行と同様)	対象 (現行と同様)	対象外
請求方法	国保連合会経由	国保連合会経由	国保連合会経由	_
	(現行と同様)			

- ※平成28年2月現在、サービス種別「基準緩和サービス」「スーパー基準緩和サービス」の指定事業者はありません。
- ※川崎市では、平成27年3月31日時点で現行の予防通所介護の指定を受けている市内事業者は「A6」 の指定を受けているとみなすため、4月以降現行相当サービス(A6)の提供が可能です。
- ※平成27年4月1日以降、現行の予防通所介護の指定を受けている市内事業者や市外事業者に関する 指定手続きは「川崎市総合事業事業者指定の手引き」を参照ください。

訪問型サービス・通所型サービスの指定事業者は「介護情報サービスかながわ」に平成 28 年 4 月以降アップされる予定です。(2 月現在、時期未確定)

平成28年4月以降のケアプラン作成費

	予防給付	総合事	業
	介護予防支援	介護予防	初回型介護予防
		ケアマネジメント	ケアマネジメント
対象者	〇認定有効開始日が	〇認定有効開始日が	〇認定有効開始日が
	H28.3月31日以前の要支援者	<u>H28.4月1日以降の『要支援</u>	H28.4月1日以降の『要
		者』で、かつ提供月に	支援者』で、かつ提供月
	〇認定有効開始日が	<u>「総合事業サービスのみ」</u>	こ「スーパー基準緩和サ
	<u>H28.4月1日以降の『要支援</u>	を利用する『要支援者』)	―ビスのみ」を利用する
	者』で、かつ提供月に「限度額		『要支援者』
	管理対象の予防給付」の利用が		
	ある『要支援者』	〇『事業対象者』	〇『事業対象者』
対象サービ	予防給付(現行同様)	<u>総合事業</u>	総合事業
ス種別	<u>予防給付+総合事業</u>	・現行相当サービス (A2・A6)	・スーパー基準緩和サービス
		基準緩和サービス(A7)	(A4・A8) のみ
名称	介護予防支援費	<u>介護予防</u>	初回型介護予防ケ
		<u>ケアマネジメント費</u>	アマネジメントに —
種別	46(介護予防支援)	費用コード	ういては、「スーパ
コード		<u>(介護予防ケアマネジメン</u>	- 一基準緩和サービ
		<u> FA) </u>	ス」と併せて、後
		※費用コードとは「介護予防ケア) 日詳細を提示しま
		マネジメント費入力ソフト」(国保	アマネジメント費入力ソフト」
		連合会提供)で使用するコードに	(国保連合会提供)で使用する
		なります。 	コードになります。
作成内容	現行と同様	現行と同様	
提供者	現行と同様	地域包括支援センターまた	地域包括支援センター
		│は委託先居宅介護支援事業 │	または委託先居宅介護
		所	支援事業所
+= * !!!		(現行と同様)	(現行と同様)
報酬	現行と同様	現行と同様	初回提供月のみ
請求方法	国保連合会経由	川崎市経由※で国保連合会	川崎市経由※で国保連
	(現行と同様)	<u>が審査支払</u>	が審査支払
		※「介護予防ケアマネジメント費	※「介護予防ケアマネジメント
		入力ソフト」(国保連合会提供)を	費入力ソフト」(国保連合会提
		使用します。 	供)を使用します。

川崎市総合事業サービスの請求について

平成28年 4 月提供分から実施する川崎市の総合事業サービスは従来どおり、国保連合会を経由した審査支払を行います。

サービス提供に関する請求についての事務処理の流れは大きく変わりませんが、総合事業開始により新たな請求様式や川崎市の総合事業サービスコード等による請求 となりますので、ご注意ください。

また、総合事業開始によりケアプラン作成等に係る従来の「介護予防支援費」については、提供月の利用状況によって、

○総合事業サービスのみを利用する場合

(「介護予防ケアマネジメント費」→市町村に請求※→国保連合会にて審査支払) ※市町村への請求方法は国保連合会提供の『介護予防ケアマネジメント費入力ソフト』 を利用して川崎市に送付します。このソフトの操作方法等については「介護予防ケア マネジメント費請求の手引き」(平成28年2月地域包括支援センター向け説明会で配布)を参照ください。

○予防給付の利用がある場合

(「介護予防支援費」→従来どおり国保連合会へ請求、審査支払)

になりますので、ご注意ください。(P9参照)

川崎市総合事業サービスの請求事務の流れ

総合事業で新たに対応する必要がある項目は★印にて示す

分数	類	No	処理主体		事務処理内容
		1	事業者	事業者指定	指定手続きは「川崎市総合事業事業者指定の手引き」を
		*	→川崎市	手続き	参照ください。
		2	川崎市	指定事業者	川崎市が都道府県経由で国保連へ連絡。
		*	→国保連	決定・連絡	
事	前準備	3	事業者•地域包括支	単位数表マスタの	川崎市総合事業サービスコード単位数表マスタを各事業
		*	援センター等	取り込み	所等の請求ソフト等に取り込む。(単位数表マスタは 3
					月上旬に川崎市のホームページにアップします。)
		4	地域包括支援セン	『介護予防ケアマネジ	市町村から配布される介護予防ケアマネジメント費請求
		*	ター	メント費入力ソフト』	用の入力ソフト(国保連提供)をインストール。
				のインストール	
提信		5	地域包括支援セン	介護予防ケアマネ	地域包括支援センター等は、利用者と事業者と調整して
前	月		ター→利用者	ジメントの実施	介護予防ケアマネジメントを行う。
		6	事業者→利用者	サービス提供	事業者が利用者へサービス実施。
提信	共 月	7	利用者→事業者	利用料支払	利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)。
TE 12 7-2				(利用者負担分)	
提	月初	8	川崎市→国保連	指定事業者を連絡	事業所情報に異動があった場合、県経由で国保連へ連絡。
供		9	川崎市→国保連	受給者を連絡	受給者情報に異動があった場合は国保連合会へ連絡。
月	10 日	10	事業者→国保連	事業費を請求	事業者は国保連へ請求明細書を提出して、事業費を請求
캪	まで				する。
月		11	包括→国保連	介護予防支援費を	地域包括支援センターは介護予防支援費を請求する。
				請求	
		12	包括→国保連	給付管理票の提出	地域包括支援センターは国保連へ給付管理票を提出す
					る。(スーパー基準緩和サービス除く)
		13	包括→川崎市	介護予防ケアマネジメ	地域包括支援センターは介護予防ケアマネジメント費の
		*		ント費を請求	請求を『入力ソフト』を利用し川崎市へ請求する。
	15 目	14	川崎市→国保連	介護予防ケアマネジメ	川崎市は、国保連へ各地域包括支援センターの請求を集
	まで	*		ント費を送付	約し送付する。
	月末	15	国保連	審査	国保連合会は審査を行う
	まで				
翌	25 日	16	国保連	事業費等を支払う	国保連合会は、事業費、介護予防支援費や介護予防ケア
々	まで		→事業者・包括		マネジメント費を事業者、地域包括支援センターに支払
月					う。

川崎市 介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書

と給付管理票の提出パターン

総合事業	サービスを		場合の給 ・–ビス	付管理票	及び介護	予防支援費/介護予防ケアマネジメント費の作成							
	介護予	防給付	川崎市総合	事業サービス									
利用者	限度額管理 対象	限度額管理 対象外	限度額管理 対象	限度額管理 対象外	給付管 理票 の提出	給付管理票に記載するサービス	給付管理票の 提出先	介護予防支援費/ 介護予防ケアマネジメント費	請求先				
	(※1)		(※2)	スーパー 基準緩和 サービス									
	0	-	-	-	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1)	国保連合会	介護予防支援【46】	国保連合会				
	0	0	-	-	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1)	国保連合会	介護予防支援【46】	国保連合会				
	0	-	0	-	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	国保連合会	介護予防支援【46】	国保連合会				
	0	-	-	0	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1)	国保連合会	介護予防支援【46】	国保連合会				
	0	0	0	ı	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	プス(※1) 国保連合会 介護予防3						
	0	0	-	0	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1)	国保連合会	介護予防支援【46】	国保連合会				
要支援者	0	_	0	0	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	介護予防支援【46】	国保連合会					
安义恢有	0	0	0	0	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(※1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	国保連合会	介護予防支援【46】	国保連合会				
	-	0	0	I	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	国保連合会	介護予防ケアマネジメント費 保険者へ請求(※3)	川崎市 (※3)				
	_	0	_	0	不要	-	-	初回型介護予防ケアマネジメント費 保険者へ請求(※3)	川崎市 (※3)				
	_	0	0	0	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	国保連合会	介護予防ケアマネジメント費 保険者へ請求(※3)	川崎市 (※3)				
	_	_	0	ı	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	国保連合会	介護予防ケアマネジメント費 保険者へ請求(※3)	川崎市 (※3)				
	_	-	0	0	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	国保連合会	介護予防ケアマネジメント費 保険者へ請求(※3)	川崎市 (※3)				
	_	-	_	0	不要	-	-	初回型介護予防ケアマネジメント費 保険者へ請求(※3)	川崎市 (※3)				
	_	_	0	-	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	国保連合会	介護予防ケアマネジメント費 保険者へ請求(※3)	川崎市 (※3)				
事業 対象者	_	-	0	0	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(※2)	国保連合会	介護予防ケアマネジメント費 保険者へ請求(※3)	川崎市 (※3)				
	-	-	-	0	不要	-	-	初回型介護予防ケアマネジメント費 保険者へ請求(※3)	川崎市 (※3)				

前ページの注(※)

(**%1**)

介護予防訪問介護【61】※

※川崎市はH29年3月提供分まで利用可(H29年4月提供分以降は利用不可)

介護予防訪問入浴介護【62】

介護予防訪問看護【63】

介護予防訪問リハビリテーション【64】

介護予防通所介護【65】※

※川崎市はH29年3月提供分まで利用可(H29年4月提供分以降は利用不可)

介護予防通所リハビリテーション【66】

介護予防福祉用具貸与【67】

介護予防認知症対応型通所介護【74】

介護予防認知症対応型共同生活介護【37】

介護予防小規模多機能型居宅介護【75】

介護予防短期入所生活介護【24】

介護予防短期入所療養介護(介護保健施設)【25】

介護予防短期入所療養介護(介護療養施設等)【26】

介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)【39】

介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型)【69】

(※2)川崎市の限度額管理対象総合事業サービス

訪問型サービス(独自)【A2】*(旧介護予防訪問介護に代わるサービス)

*川崎市現行相当サービス・基準緩和サービスが該当

通所型サービス(独自)【A6】*(旧介護予防通所介護に代わるサービス)

*川崎市現行相当サービスが該当

<u>通所型サービス(独自/定率)【A7】*(旧介護予防通所介護に代わるサービス)</u>

*川崎市基準緩和サービスが該当

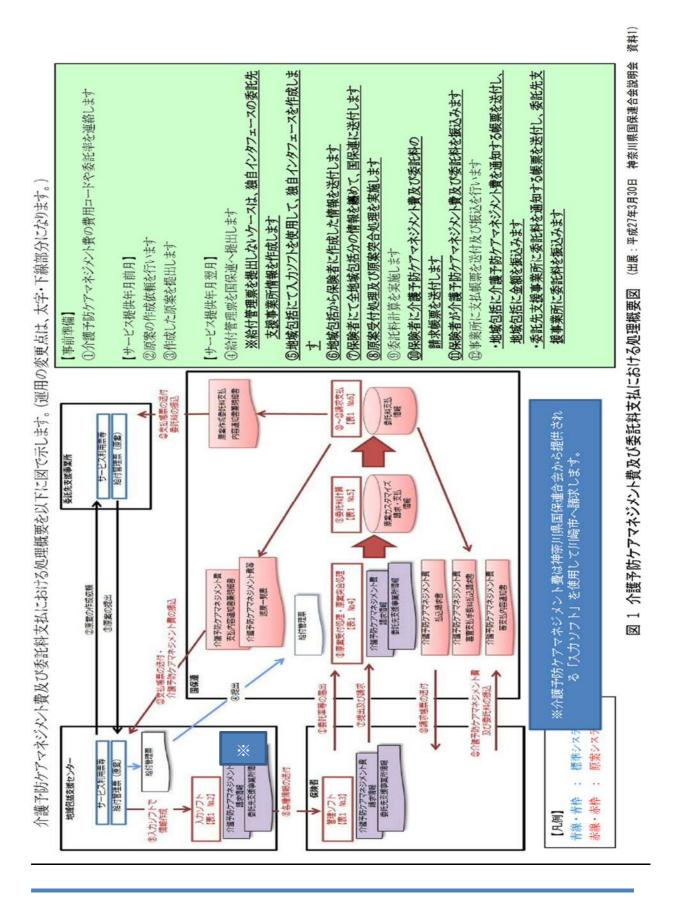
(X3)

住所地特例適用被保険者の介護予防ケアマネジメント費は

施設所在市町村へ請求

(請求方法を施設所在市町村に確認のうえ請求)

介護予防ケアマネジメント費審査・支払の流れ



2. 川崎市総合事業開始に伴う国保連合会への サービス費請求事務について

【お問い合わせ先】

<総合事業費明細費等の請求方法>

T220-0003

横浜市西区楠町 27 番地 1

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL 045 (329) 3445

1. 地域区分の設定について

【国保連合会インターフェース仕様書都道府県版より P15-6】

※32 サービス種類が訪問型サービス(A1)、通所型サービス(A5)については、 事業所の所在地に相当する地域区分を設定する。

サービス種類が訪問型サービス(A2~A4)、通所型サービス(A6~A8) については、登録保険者の所在地に相当する地域区分、または「5:その他」 (10円)を設定する。

サービス種類がその他の生活支援サービス(A9~AE)については、登録保険者の所在地に相当する地域区分以下の地域区分を設定する。

川崎市の国保連合会請求に係る総合事業サービス種類は

- 訪問型サービスは A2 (現行相当・基準緩和)
- ・通所型サービスは A6(現行相当)、A7(基準緩和)を使用しますので、

登録保険者である

川崎市の地域区分2級地の単位を設定します。(平成27~29年度)

川崎市 訪問型11.12円

通所型10.72円

【注意点】ただし、<u>住所地特例対象者の場合は、サービスを提供する施設所在地の市</u>町村の地域区分になります。

【地域区分について】(平成27~29年度)

1級地	東京都23区
2級地	横浜市・川崎市・狛江市・多摩市
3級地	鎌倉市・町田市・府中市・調布市・稲城市
4級地	相模原市•藤沢市•厚木市
5級地	横須賀市・平塚市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・大和市・伊勢原市・座
	間市・寒川町
6級地	三浦市・秦野市・海老名市・綾瀬市・葉山町・大磯町・二宮町・愛川町・
	清川村
7級地	箱根町
その他	南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・真鶴町・湯河原町

^{*}神奈川県及び川崎市近隣の東京都の市町村・特別区について記載

(前ページの続き)

○単位数単価(平成27~29年度)

	川崎市の被保険者へ 総合事業サービスを提供する場合 ⇒川崎市の総合事業サービスコー ドにより請求	他市町村の被保険者へ 総合事業サービスを提供する場合 ⇒他市町村の総合事業サービスコードに より請求
川崎市内事業所	(川崎市の地域区分: 2級地) ・訪問型サービス11. 12円 ・通所型サービス10. 72円	他市町村が実施する総合事業のサービス種類によって、事業所所在地の地域区分か他市町村所在地の地域区分を設定するか等、異なる。(前ページ参照)
川崎市外事業所(他市町村)	(川崎市の地域区分: 2級地) ・訪問型サービス11. 12円 ・通所型サービス10. 72円	他市町村が実施する総合事業のサービス種類によって、事業所所在地の地域区分か他市町村所在地の地域区分を設定するか等、異なる。(前ページ参照)

[※]国保連合会請求に係る川崎市の総合事業サービス種類は A2・A6・A7 のいずれかになるため、川崎市の総合事業サービスを提供する場合は、<u>保険者所在地である川崎市(2級地)の地域区分</u>単価を設定。

※他市町村の総合事業のサービス種類については、他市町村保険者にお問い合わせください。

○住所地特例対象者の場合の単位数単価(平成27~29年度)

<u> </u>		. = = 1/2/
	川崎市の住所地特例者へ	他市町村の住所地特例者対象者へ総合
	総合事業サービスを提供する場合	事業サービスを提供する場合
	• 保険者:川崎市	• 保険者:他市町村
	• 住所地(<u>施設所在地</u>): <u>他市町村</u>	• 住所地(<u>施設所在地</u>): <u>川崎市</u>
	⇒ <u>他市町村</u> の総合事業サービスコー	⇒ <u>川崎市</u> の総合事業サービスコードに
	ドにより請求	より請求
		(川崎市の地域区分:2級地)
川崎市内事業所		・訪問型サービス11.12円
川崎中心争耒州	_	・通所型サービス10.72円
	他市町村が実施する総合事業のサービス種類	
川崎市外事業所	によって、事業所所在地の地域区分か他市町村	
(他市町村)	所在地の地域区分を設定するか等、異なる。他	_
	市町村の級地区分(前ページ参照)	

※住所地特例対象者の場合は、サービスを提供する施設所在地の市町村の地域区分単価を設定。 ※他市町村の総合事業のサービス種類については、他市町村保険者にお問い合わせください。

2. 国保連合会の処理日程(日程は従来と変わりません)

○請求書・給付管理票(介護給付費の請求と同じです)~神奈川県国保連資料から~

(1) 伝送受付(インターネットまたはISDN回線)

①受付期間

・毎月1日午前0時から10日24時までの期間中において、24時間(終日)送信が行えます。

※1日が土、日及び祝日の場合でも、午前0時から受付を開始します。

②送 信 先

ISDNのアクセス回線番号:0570-002003

(2)直接(窓口)受付

①受付期間

・毎月1日から10日まで(土、日及び祝日を除く)

②時 間

・午前8時30分から午後5時15分

※受付最終日の10日については、土曜日、日曜日及び祝日に関わらず、 受付を行います。

③受付場所

- ・毎月9日、10日については原則として本会7階に受付窓口を設けて おります(会場の都合により変更する場合もございます)。
- ・9日、10日以外の受付場所については、日程と提出する媒体により 異なりますので、本会ホームページをご確認ください。

(3) 郵送受付

①締 切 日

・毎月10日到着分まで

②送 付 先

・〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護保険課

③注 意 点

- ・郵送にて提出される場合には、宛先に「<u>介護保険課宛</u>」と必ず記入し、「CD-R (FD、MO) 在中」または「レセプト在中」等と大きく 朱書きしてください。
- ・なお、みなし事業所においては、診療(調剤)報酬のレセプトの郵送分とは、別の封筒により介護給付費等(介護保険主治医意見書料請求書を含む)をご請求願います。
- ・電子媒体 (CD-R、FD、MO) を送付する場合には、保護ケースに入れていただく等、破損防止の措置をとった上でのご提出をお願いします。
- ・<u>締切は10日必着となっております</u>。郵便事情を勘案の上、余裕を 持ったご提出をお願いいたします。

【注意点】地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント費の請求は、市町村経由で配布する新たな『介護予防ケアマネジメント費入力ソフト』を使用して毎月10日までに市町村への請求(審査支払は国保連合会)となりますのでご注意ください。(詳細は「介護予防ケアマネジメント費請求の手引き」(平成28年2月地域包括支援センター向け説明会で配布)を参照ください)

○国保連合会からの審査決定内容の通知~神奈川県国保連資料から~

本会にて受け付けた請求内容を審査し、その結果を次の帳票にて各事業所へ通知いたします。 【帳票の種類】 ※ () 内の帳票は総合事業にかかる帳票になります ※下敷の根票は拡張子がxxpのファイルのため、本会ホームページより「介護情報印刷システム」をダウンロードして使用する必要があります ・介護給付費等支払決定額通知書・・・・・・・・・・・: (本会で審査し、決定した介護給付費や総合事業費等の支払額を通知する帳票です) ・介護給付費等支払決定額内訳書 (総合事業費支払決定額内訳書)・:(決定した介護給付費や総合事業費等の内訳を通知する帳票です) ・介護保険審査決定増減表・・・・ (総合事業審査決定増減表) ・・:(本会で審査した結果生じた請求明細書の返戻・査定増減・保留分・保留復活分の 合計を通知する帳票です) ・請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表・・・・・・:(本会で審査した結果生じた返戻及び保留について通知する帳票です) (総合事業請求明細書返戻(保留)一覧) ・介護保険審査増減単位数通知書・(総合事業審査階減単位数通知書)・・:(本会で審査した結果生じた査定増減の内容を通知する帳票です) ・介護給付費再審査決定通知書・・(総合事業費再審査決定通知書)・・: (申し立てられた再審査の審査結果を通知する帳票です) ・介護給付費過誤決定通知書・・ (総合事業費過級決定通知書) ・:(各保険者に申し立てを行った過誤取下げが、決定したことを通知する帳票です) ・原案作成委託料控除内容明細書・・・・・・・・・・・・・・・・(地域包括支援センターから委託先の居宅介護支援事業所に支払う委託料を通知 する帳票です) 地域包括支援センターへの通知書 ・原案作成委託料支払内容通知書兼明細書・・・・・・・:(地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ支払われる委託料を通知する 帳票です)居宅介護支援事業所への通知書 ・主治医意見書料支払明細一覧表・・・・・・・・・・: (本会が支払委託を受けている保険者〔市町村〕の主治医意見書作成料の内訳を 通知する帳票です) ・介護職員処遇改善加算総額のお知らせ・・・・・・・・:(介護職員処遇改善加算総額を通知するための帳票です) ・事業所別介護給付費等支払明細書(合計書)(年1回のみ)・: (本会より支払われた、介護給付費の年間累計を通知する帳票です) ・介護予防ケアマネジメント費支払内容通知書兼明細書・・・:(ケアマネジメント費の支払内容を通知する帳票です)地域包括支援センターへの通知書 ・介護予防ケアマネジメント費等返戻一覧表・・・・・・・: (ケアマネジメント費に係る返戻を通知する帳票です) 地域包括支援 ターベの通知 ・サービス事業所向け給付管理票登録情報・・・・・・・・ þ 🌣 伝送登録事業所のみ 上記帳票に加え、取得が可能です ・支援事業所向け給付管理票登録情報・・・・・・・・ 【帳票の受け取り方】 ● 伝送(インターネットまたはISDN回線)での登録を行っている事業所 ⇒ **審査月の月末~翌月3日**にかけて、本会より全ての審査処理が終了した帳票から**伝送**にて通知をいたします。 該当の事業所におかれましては、伝送通信ソフトで「受信」操作を行い、審査結果である各種帳票を取得してください。 ※受信操作の際にウイルス対策ソフト等を起動していると、正常に結果が受信できない場合があります。 [15DN回線での伝送時のみご注意ください。 伝送にて本会と通信を行う際には、必ずウイルス対策ソフトの起動を無効にしてください。 ■ 電子媒体(CD-R・FD・MO) または 帳票(紙)での登録を行っている事業所

⇒ 審査月の翌月6日前後に、本会より郵送にて通知をいたします。

3. 公費の取扱いについて

	A1	A2	АЗ	A4	A5	A6	A7	A8	A9	AA	AB	AC	AD	AE
	訪問型サービス(みなし)	訪問型サービス(独自)	訪問型サービス(独自/定率)	訪問型サービス(独自/定額)	通所型サービス(みなし)	通所型サービス(独自)	通所型サービス(独自/定率)	通所型サービス(独自/定額)	その他の生活支援サービス(配食/定率)	その他の生活支援サービス(配食/定額)	その他の生活支援サービス(見守り/定率)	その他の生活支援サービス(見守り/定額)	その他の生活支援サービス(その他/定率)	その他の生活支援サービス(その他/定額)
12 生活保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 中国残留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81 原爆助成	0	0			0	0								
58 全額免除	0	0												

○印は、請求が可能な公費

川崎市の国保連合会請求に係る総合事業サービス種類コードは

- ・訪問型サービスは A2 (現行相当・基準緩和)
- ・通所型サービスは A6(現行相当)、A7(基準緩和)を使用します。

- 4. 総合事業サービス費請求の注意点・エラー事例【留意点】
- ①介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書の様式番号は「様式二の三」(識別番号は71R1)です。

誤った様式番号(識別番号)はエラーとなりますので、ご注意ください。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業費に関する請求データは、 介護給付費とは別のファイルとなりますので、ご注意ください。

データ種別=71R

総合事業費請求書情報 様式番号=第一の二(識別番号は7113)

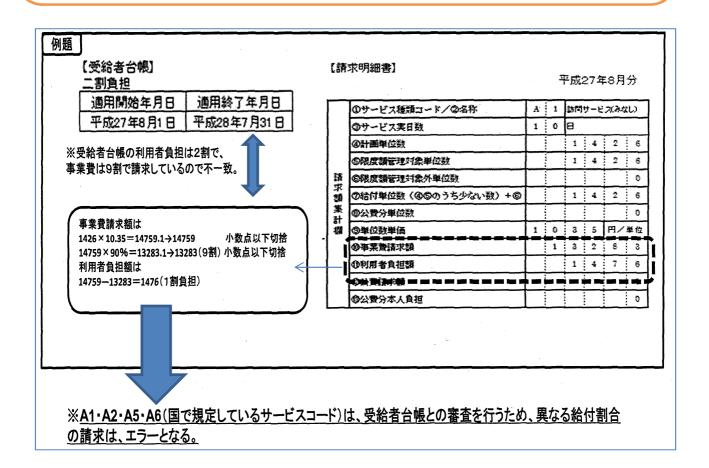
総合事業費請求明細書情報 様式番号=第二の三(識別番号は71R1)

- ②他市町村の被保険者が、川崎市に所在する事業所を利用した場合は、 他市町村が規定したサービスコードと単位数で請求します。川崎市が 規定したサービスコードと単位数で請求するのではありませんのでご 注意ください。(住所地特例者の場合を除く)
- ③総合事業の請求を始める場合は請求先の保険者の総合事業の指定事業 所となっている必要があります。

【給付割合について】

平成27年8月から利用者の負担割合が変更となりました。総合事業ではサービス種類 A1・A2・A5・A6 はこれまで同様、受給者台帳に設定された負担割合との審査を行います。

- 〇川崎市の総合事業サービス種類コードは、
- ・訪問型サービスは A2 (現行相当・基準緩和)
- 通所型サービスは A6(現行相当)、A7(基準緩和)を使用します。
 - ※訪問型サービスの A2 (現行相当・基準緩和)、 通所型サービスの A6 (現行相当)による請求は、これまで同様、受給者台帳に 設定された負担割合との審査が行われます。



参考: なお、川崎市通所型サービス A7(基準緩和サービス)は、1割負担用、2割 負担用のサービスコードをそれぞれ設定しますので、負担割合に応じたコードで 請求してください。

【給付管理票について】

居宅サービス	۲٠:	介護	Ť۵	t	- E	٦.	Ü	\$	*											
サービス 事業者の 事業所名			(県		***			号)			指定/基準該当/ 地域密等型 サービス/ 総合事業識別		サービス 種類名	9	サービス 種類 コード		給付計画単位数			
〇〇事業所	9	0		0	1		0	0	-		指定・基準該当・ 地域密表・ 総合事業		問型サービス みなし) 一	A			***	4	2	(
△△事業所	9	0	6	0	0	0	0	0	6	٥	指定·萎進該当· 地域密等· 造合事業	介	腹子防肋間看護	6	3	*****	2	5	4	

※給付管理票の指定/基準該当の識別欄は、総合事業のサービスを記載する場合は「総合事業」 を選択してください。

なお、CSVファイルの場合、給付管理票の指定/基準該当の識別コードは「6」の総合事業を設定して下さい。

- ○国保連合会への請求に係る川崎市の総合事業サービス種類コードは
- 訪問型サービスは A2 (現行相当・基準緩和)
- 通所型サービスは A6(現行相当)、A7(基準緩和)を使用します。

【エラー事例集】・・・事例であり、川崎市のサービス種類とは一致しません。

(事例1)処遇改善加算の単位数を限度額管理対象単位数に記載している。 【額求明細書】

平成27年8月分

	のサービス種類コード/@名称	Å	1	が理	ナービス	AQU)	
	②サービス実日数	. 1	0	8			
	②計画单位 数			1	4	8	6
H	◎限度額管理計象単位数			1	4	8	6
#	6限度額管理計象外単位数						0
3	の給付単位数(@®のうち少ない数)+®			1	4	8	6
集計	◎公費分単位数			; ;	; ; ;	* * *	0
4	③単位数単値	1	1	4	0	A/	单位
	◎事業費請求額		1	5	2	4	6
	①利用者負担額		:	1	6	9	4
	◎公費請求額				:	¥' ! !	0
	◎公費分本人負担			:	:	‡ ÷	0

「処遇改善加算のサービス単位数→118」

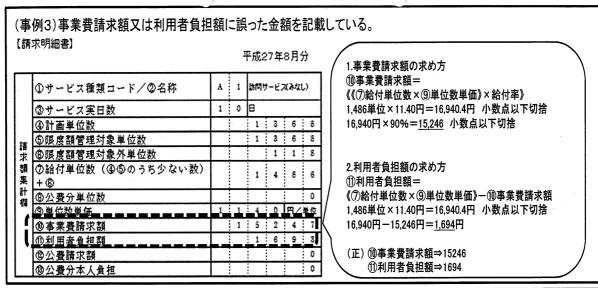
処遇改善加算は限度額管理対象ではないため、⑤限度額管理対象単位数ではなく、⑥限度額管理対象外単位数欄に記載する。

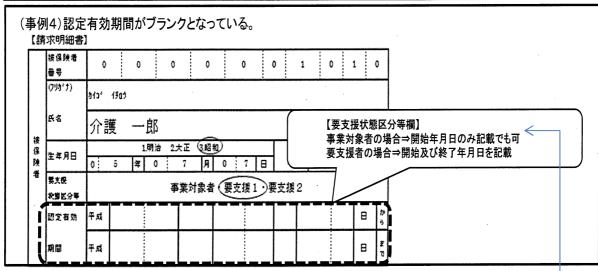
(\mathbb{E})

⑤限度額管理対象単位数⇒1368 ⑥限度額管理対象外単位数欄⇒118

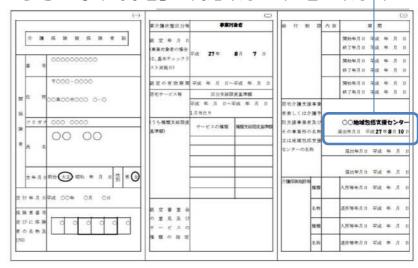
※サービス提供体制強化加算等も限度額管理対象外

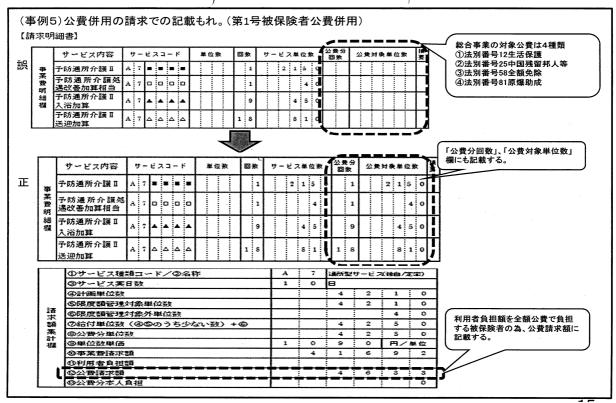
(事例2)請求額集計欄のサービス種類にサービスコードごと記載している。 【請求明細書】 平成27年8月分 子防通所介護運動 5 子防通所介護 I のサービス種類コード/の名称 機能向上加算 のサービス実日数 の計画単位数 1 6 2 : 2 : 5 7 の限度額管理対象単位数 求 **心思度語管理対象外单位数** 0 **Ф給付単位数(@©のうち少ない数)+@** 計「四公費分单位款 請求額集計欄はサービス種類ごとに記載する。 **②単位数単値** 1 円/単位 したがって、この事例では「A5」サービスを1つにまとめて記載する。 **药太机及某亚**6 **O利用者及担認** の公会は求が ٥ 〇公数分本人負担 0

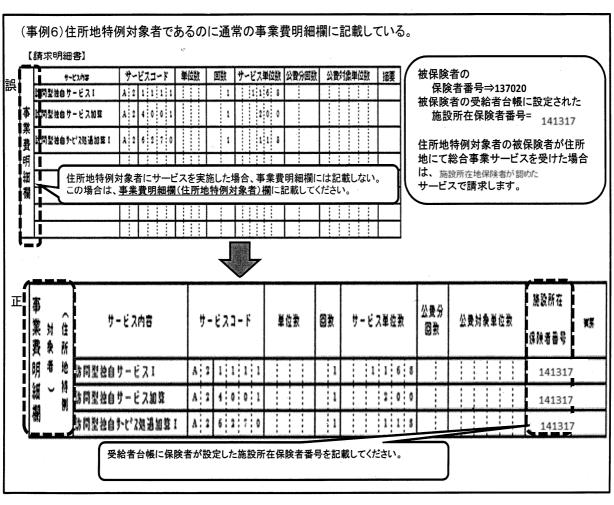




※参考:「事業対象者」の開始年月日(二届出年月日)







3. 川崎市総合事業サービスコード表(案)

川崎市総合事業サービスコード【確定版】及び サービスコード単位数表マスタ(csv ファイル)は、 平成28年3月上旬に川崎市のホームページにアップします。

訪問型サービス(現行相当サービス)

サービス種類:現行相当サービス

サービス名称:介護予防訪問サービス(介護予防型) サービス種別コード:A2(訪問型サービス(独自))

_	・スコード	サービス内容略称	算定項目		単位数	算定	算定回数	算定回数の考え方		
種類	項目) CV1.14.14111			# 12 74 1		十世級	単位	开た四级	并足回纵07万亿万
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ		= W			233	1回 につき	1週あたり1回 (最大4週まで)	月に1週~4週提供する場合に使用 (週60分以下を月1週提供=233単位×1回=233単位) (週60分以下を月2週提供=233単位×2回=466単位) (週60分以下を月3週提供=233単位×3回=699単位) (週60分以下を月4週提供=233単位×4回=932単位)
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一			事業対象者、 要支援1·2 (週1回程度)	同一建物減算 ×90%	210	1回 につき	1週あたり1回 (最大4週まで)	上記同様
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ		1			1,168	1月 につき	-	月に5週提供する場合に使用 (週60分以下を月5回提供した場合)
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		I _		同一建物減算 ×90%	1,051	1月 につき	-	上記同様
A2	2511	訪問型独自サービス∇	訪問型サー	*			233	1回 につき	1週あたり2回 (最大4週まで)	月に1週~4週提供する場合に使用 (週60分超120分以下を月1週提供=233単位×2回=466単位) (週60分超120分以下を月2週提供=233単位×4回=932単位) (週60分超120分以下を月3週提供=233単位×6回=1,398単位) (週60分超120分以下を月4週提供=233単位×8回=1,864単位)
A2	2514	訪問型独自サービスV・同一	ビス典		事業対象者、 要支援1·2 (週2回程度)	同一建物減算 ×90%	210	1回 につき	1週あたり2回 (最大4週まで)	上記同様
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	費(独力				2,335	1月 につき	-	<u>月に5週提供する場合に使用</u> (週120分以下を月5週提供した場合)
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	自)	I 		同一建物減算 ×90%	2,102	1月 につき	-	上記同様
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ		^ VI			247		1週あたり3回 (最大4週まで)	月に1週~4週提供する場合に使用 (週120分超を月1週提供=247単位×3回=741単位) (週120分超を月2週提供=247単位×6回=1,482単位) (週120分超を月2週提供=247単位×9回=2,223単位) (週120分超を月4週提供=247単位×12回=2,964単位)
A2	2624	訪問型独自サービスVI・同一			要支援2 (週2回程度を 超える場合)	同一建物減算 ×90%	222	1回 につき	1週あたり3回 (最大4週まで)	上記同様
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		\ \ -			3,704	1月 につき	_	<u>月に5週提供する場合に使用</u> (週120分超を月5週提供した場合)
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一				同一建物減算 ×90%	3,334	1月 につき	-	上記同様

訪問型サービス(基準緩和サービス)

サービス種類:基準緩和サービス

サービス名称:介護予防訪問サービス(生活援助特化型) サービス種別コード:<u>A2(訪問型サービス(独自))</u>

_	サービスコード サービス内容略称		算定項目			単位数	算定 単位	算定回数	算定回数の考え方	
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ/2		=		簡易研修修了者によるサービス提供	163	回 につき	1週あたり1回 (最大4週まで)	月に1週~4週提供する場合に使用 (週60分以下を月1週提供=163単位×1回=163単位) (週60分以下を月2週提供=163単位×2回=326単位) (週60分以下を月3週提供=163単位×3回=489単位) (週60分以下を月4週提供=163単位×4回=652単位)
A2	2424	訪問型独自サービスⅣ/2・同一			事業対象者、 要支援1·2 (週1回程度)	同一建物減算 ×90%	147	1回 につき	1週あたり1回 (最大4週まで)	上記同様
A2	1121	訪問型独自サービス I /2		1		簡易研修修了者 による サービス提供	818	1月 につき	-	<u>月に5週提供する場合に使用</u> (週60分以下を月5週提供した場合)
A2	1124	訪問型独自サービス I /2・同一		I	I	同一建物減算 ×90%	736	1月 につき	-	上記同様
A2	2521	訪問型独自サービス▼/2	訪問型サー	ホ		簡易研修修了者によるサービス提供	163	1回 につき	1週あたり2回 (最大4週まで)	月に1週~4週提供する場合に使用 (週60分超120分以下を月1週提供=163単位×2回=326単位) (週60分超120分以下を月2週提供=163単位×4回=652単位) (週60分超120分以下を月3週提供=163単位×6回=978単位) (週60分超120分以下を月4週提供=163単位×8回=1,304単位)
A2	2524	訪問型独自サービス √2・同一	ビス#	_	事業対象者、 要支援1・2 (週2回程度)	同一建物減算 ×90%	147	1回 につき	1週あたり2回 (最大4週まで)	上記同様
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	費(独立			簡易研修修了者 による サービス提供	1,635	1月 につき	-	<u>月に5週提供する場合に使用</u> (週120分以下を月5週提供した場合)
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ/2・同一	姐)	I		同一建物減算 ×90%	1,472	1月 につき	ı	上記同様
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ/2		^ VI		簡易研修修了者によるサービス提供	173	1回 につき	1週あたり3回 (最大4週まで)	月に1週~4週提供する場合に使用 (週120分超を月1週=173単位×3回=519単位) (週120分超を月2週=173単位×6回=1,038単位) (週120分超を月3週=173単位×9回=1,557単位) (週120分超を月4週=173単位×12回=2,076単位)
A2	2634	訪問型独自サービスVI/2・同一			要支援2 (週2回程度を 超える場合)	同一建物減算	156	1回 につき	1週あたり3回 (最大4週まで)	上記同様
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ/2		\ \ -		簡易研修修了者によるサービス提供	2,593	1月 につき	-	<u>月に5週提供する場合に使用</u> (週120分超を月5回提供した場合)
A2	1334	訪問型独自サービス皿/2・同一		I		同一建物減算 ×90%	2,334	1月 につき	-	上記同様

(次ページ、訪問型サービスの加算)

(訪問型サービスの加算)・・現行相当サービス・基準緩和サービス共通

	スコード	サービス内容略称		単位数	算定単位				
種類	項目)		算定項目					
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200					
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向	100					
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算I		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の86/1000加算		1月につき		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	ヌ 介護職員処	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の48/1000加算		ואוכיספ		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	」 一	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の90%加算				
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の80%加算				

現行『介護予防訪問介護』との変更点

- ★現行の1月あたりのサービス単位に加え、 1週あたりのサービス単位を新設します。
- ~~1 週あたりのサービス単位数新設にともなうサービス提供に関する変更点~~
- 1. 『1日』の提供時間を最大60分までとします。
- 2. 1 利用者あたり、1 週あたりの時間の範囲で、 それぞれ次のような提供を可能とします。
- (1) 『週1回程度』⇒週60分以下の範囲でサービスが必要な方とします。

○提供可能な例:「60分を週1日提供=週60分」OK ○提供可能な例:「30分を週1日提供=週30分」OK ○提供可能な例:「30分を週2日提供=週60分」OK

×提供不可な例:「30分を週3日提供=週90分」NG←60分超のため 『週2回程度』 で提供

(2) 『週2回程度※』→<u>週60分超120分以下の範囲でサービスが必要な方とします。</u>
※1日の上限が60分となるため『週2回程度』で算定する場合は、1週あたりのサービス実日数
が最低2日以上あることが必要となります

〇提供可能な例:「60分を週2日提供=週120分」OK

〇提供可能な例:「30分を週3日提供=週90分」OK

×提供不可な例:「20分を週3日提供=週60分」NG←60分のため 『週1回程度』 で提供

×提供不可な例:「30分を週5日提供=週150分」NG←120分超のため『週2回超程度(要支援2)』で提供

×提供不可な例:「70分を週1日提供」NG←1日60分を超えるためこの提供は不可

(3) 『週2回を超える程度※』

⇒要支援2の方で週120分を超えるサービスが必要な方とします。

※1日の上限が60分となるため『週2回を超える程度』で算定する場合は、1週あたりのサービス実日数が最低3日以上あることが必要となります。

〇提供可能な例:「60分を週3日提供=週180分」OK 〇提供可能な例:「30分を週5日提供=週150分」OK

×提供不可な例:「10分を週7日提供=週70分」NG←120分以下のため 『週2回程度』 での提供

×提供不可な例: 「130 分を週 1 日提供 | NG←1 日 60 分を超えるためこの提供は不可

(前ページから)

<1週の考え方>

週の始まりは日曜日、終わりは土曜日とします。 ただし、月初や月末など始まりが日曜日でない、または終わりが土曜日でない場合も1週とします。

3. 1利用者につき、1週に提供できる事業者は1事業者とします。

(1 週に複数事業者の提供は不可)

○<u>提供可能な例</u>:「1週目= A 事業者 2週目= B 事業者・・・」OK

×<u>提供不可な例</u>:「1週目=「A事業者(30分)+B事業者(30分)」NG←不可

単位数と算定回数早見表

(訪問型サービス(**現行相当サービス(A2**))

	<u>週 1 回</u> 程度 (週 60 分以下)	週2回程度 (週60分超 120分以下)	<u>週2回を超える</u> 程度 (週 120 分超) ※要支援2のみ
1 週あたり	233単位× <u>1回</u> (単位数×回数)	233単位× <u>2回</u> (単位数×回数)	247単位× <u>3回</u> (単位数×回数)
2週/月の提供 (1週あたり ×2)	233単位×2回	233単位×4回	247単位×6回
3週/月の提供 (1週あたり ×3)	233単位×3回	233単位×6回	247単位×9回
4週/月の提供 (1週あたり×4)	233単位×4回	233単位×8回	247単位×12回
5週/月の提供 (月あたりの単位)	1, 168単位 (サービス単位数)	2,335単位 (サービス単位数)	3,704単位 (サービス単位数)

^{*}請求明細欄の算定回数はサービス実日数に関わらず『1回60分/週』を基準に上記のように算定します。

(訪問型サービス (基準緩和サービス(A2))・・・簡易研修修了者によるサービス提供

	<u>週 1 回</u> 程度 (週 60 分以下)	週2回程度 (週60分超 120分以下)	<u>週2回を超える</u> 程度 (週 120 分超) ※要支援2のみ
1 週あたり	163単位× <u>1回</u> (単位数×回数)	163単位× <u>2回</u> (単位数×回数)	173単位× <u>3回</u> (単位数×回数)
2週/月の提供 (1週あたり ×2)	163単位×2回	163単位×4回	173単位×6回
3週/月の提供 (1週あたり ×3)	163単位×3回	163単位×6回	173単位×9回
4週/月の提供 (1週あたり×4)	163単位×4回	163単位×8回	173単位×12回
5週/月の提供 (月あたりの単位)	8 1 8単位 (サービス単位数)	1,635単位 (サービス単位数)	2,593単位 (サービス単位数)

^{*}請求明細欄の算定回数はサービス実日数に関わらず『1回60分/週』を基準に上記のように算定します。

^{*}同一建物減算は上記単位の90%相当

^{*}同一建物減算は上記単位の90%相当

訪問型サービス(現行相当サービス) 算定例

(「5週/月」のサービス提供)

(例1)毎週60分以下の提供を5週行った。

サービスコード: A2 1111 (訪問型独自サービス I)

単位数: 一

回数: 1回←算定単位1月あたり

サービス単位数:1,168単位

(例2)毎週60分超120分以下の提供を5週行った。

サービスコード: A2 1211 (訪問型独自サービスII)

単位数: -

回数: <u>1回</u>←算定単位1月あたり

サービス単位数:2,335単位

(例3)毎週120分超の提供を5週行った。

サービスコード: A2 1321 (訪問型独自サービスII)

単位数: -

回数: 1回←算定単位1月あたり

サービス単位数:3,704単位

(例4) 最初(または最後)の1週を60分以下の提供、

他の4週を60分超120分以下の提供を行った。

1. 最初(または最後)の1週60分以下の提供

サービスコード: A2 2411 (訪問型独自サービスⅣ)

単位数: 233単位

回数: 1回

サービス単位数: 233単位(233単位×1回)

2. 他の4週を60分超120分以下の提供

サービスコード: A2 2511 (訪問型独自サービスV)

単位数: 233単位

回数: <u>8回</u>

サービス単位数:1,864単位(233単位×8回)

3. 1+2=A2合計 2,097単位(233単位+1,864単位)

(前ページのから)

(例5)『要支援2』の方で、最初(または最後)の1週を60分超120分までの提供、 他の4週を120分超の提供を行った。

1. 最初(または最後)の1週60分超120分以下

サービスコード: A2 2511 (訪問型独自サービスV)

単位数: 233単位

回数: 2回

サービス単位数: 466単位(233単位×2回)

2. 他の4週を120分超提供

サービスコード: A2 2621 (訪問型独自サービスVI)

単位数: 247単位

回数: <u>12回</u>

サービス単位数: 2,964単位(247単位×12回)

3. 1+2=A2合計 3, 197単位(233単位+2, 964単位)

(「4週/月」のサービス提供)

(例6)毎週60分以下の提供を4週行った。

サービスコード: A2 2511 (訪問型独自サービスⅣ)

単位数: 233単位

回数: 4回

サービス単位数: 932単位(233単位×4回)

(例7)毎週60分超120分以下の提供を4週行った。

サービスコード: A2 2511 (訪問型独自サービスV)

単位数: 233単位

回数: <u>8回</u>

サービス単位数:1,864単位(233単位×8回)

(例8)『要支援2』の方に毎週120分超の提供を4週行った。

サービスコード: A2 2621 (訪問型独自サービスVI)

単位数: 247単位

回数: 12回

サービス単位数: 2,964単位(247単位×12回)

(次ページへ)

(前ページから)

(例9) 最初(または最後)の1週を60分以下までの提供、

他の3週を60分超120分以下までの提供を行った。

1. 最初(または最後)の1週60分以下

サービスコード: A2 2411 (訪問型独自サービスIV)

単位数: 233単位

回数: <u>1回</u>

サービス単位数: 233単位(233単位×1回)

2. 他の3週を60分超120分以下提供

サービスコード: A2 2511 (訪問型独自サービスV)

単位数: 233単位

回数: 6回

サービス単位数:1,398単位(233単位×6回)

3. 1+2=A2合計 1,631単位(233単位+1,398単位)

これら現行相当サービスの算定例の他、一提供月において、平成28年4月以降 実施予定の川崎市が指定する『簡易研修』修了者による「基準緩和サービス」と「現 行相当サービス」を組み合わせた提供も可能とする予定です。

「基準緩和サービス」と「現行相当サービス」の組み合わせによる算定例については、「基準緩和サービス」の算定例とともに後日提示いたします。

通所型サービス (現行相当サービス)

サービス種類:現行相当サービス

サービス名称:介護予防通所サービス

サービス種別コード: A6 (通所型サービス(独自))

サー	ごスコード		管 定項日						労力同料の北ミナ				
種類	項目	サービス内容略称		算定項目		単位数	算定単位	算定回数	算定回数の考え方				
A6	1113	通所型独自サービス1回数			送迎・入浴 なし	185	1回につき	10~40	月1二1回~4回提供上大場合に使用 (月1回提供=185単位×1回=185単位) (月2回提供=185単位×2回=370単位) (月3回提供=185単位×3回=555単位) (月4回提供=185単位×4回=740単位)				
A6	1111	通所型独自サービス1				927	1月につき	-	月に5回提供した場合に使用				
A6	1213	通所型独自サービス/21回数			送迎のみあり	279	1回につき	10~40	月に1回~4回提供L尤場合に使用 (月1回提供=279単位×1回=279単位) (月2回提供=279単位×2回=558単位) (月3回提供=279単位×3回=837単位) (月4回提供=279単位×4回=1,116単位)				
A6	1211	通所型独自サービス/21		事業対象者、		1,397	1月につき	-	月に5回提供した場合に使用				
A6	1313	通所型独自サービス/31回数		要支援1	入浴のみ あり	235	1回につき	10~40	月二1回~4回提供L/-場合「使用 (月1回提供=235単位×1回=235単位) (月2回提供=235単位×2回=470単位) (月3回提供=235単位×3回=705単位) (月4回提供=235単位×4回=940単位)				
A6	1311	通所型独自サービス/31				1,177	1月につき	-	月に5回提供した場合に使用				
A6	1413	通所型独自サービス/41回数	イ通所型		送迎・入浴あり	329	1回につき	10~40	月 <u> </u>				
A6	1411	通所型独自サービス/41	ታ l			1,647	1月につき	-	月に5回提供した場合に使用				
A6	1123	通所型独自サービス2回数	ビス費(独自		送迎・入浴なし	送迎・入浴なし	193	1回につき	1回~8回	月二日~8回提供L/-場合に使用 (月1回提供=193単位×1回=193単位) (月2回提供=193単位×2回=386単位) ~ (月8回提供=193単位×8回=1,544単位)			
A6	1121	通所型独自サービス2	~			1,937	1月につき	-	月に9回~10回提供した場合に使用				
A6	1223	通所型独自サービス/22回数					送迎のみ あり	287	1回につき	10~80	月 <u>[10~8回提供した場合に使用</u> (月1回提供=287単位×1回=287単位) (月2回提供=287単位×2回=574単位) ~ (月8回提供=287単位×8回=2,296単位)		
A6	1221	通所型独自サービス/22				2,877	1月につき	-	月に9回~10回提供した場合に使用				
A6	1323	通所型独自サービス/32回数							入浴のみ あり	243	1回につき	1回~8回	月に1回~8回提供した場合に使用 (月1回提供=243単位×1回=243単位) (月2回提供=243単位×2回=486単位) ~ (月8回提供=243単位×8回=1,944単位)
A6	1321	通所型独自サービス/32				2,437	1月につき	-	月に9回~10回提供した場合に使用				
A6	1423	通所型独自サービス/42回数			送迎・入浴あり	337	1回につき	10~80	月に1回~8回提供Lた場合に使用 (月1回提供=337単位×1回=337単位) (月2回提供=337単位×2回=674単位) ~ (月8回提供=337単位×8回=2,696単位)				
A6	1421	通所型独自サービス/42				3,377	1月につき	-	月に9回~10回提供した場合に使用				

(加算)・・・通所型サービス (現行相当サービス) では、各種減算は実施しません。

### 1987	サー	ビスコード				# - - = -			124 (.L. akt.	<i>**</i> →×/	
2022			サービス内容略称			算定項目			単位数	算定単位	
### 1419				<u> </u>							
AB				ᅕᄼᄱᆒᇷ	广亚 7 加 答					181-04	
AB 1919 通用型自由工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作				石平性認知	沚 文人加昇					THICDE	
2010				Ī							
20.00 通子型自音組入が											
Add 2002											
Max 5000				口 生活向」	ヒグループ活動加算	Į				1月につき	
Max 1002 通知受給サービスを動物を関わたが深 1月日曜日に受給 40 1月日曜日に受給											
## 1010 高型管理中で一くスを開始を開始しまいます。											
60 2022 通知型独自中一大ス重加型磁性的上版第(3 1月につき				†							
60 5003	A6	5022		ハ 運動器	機能向上加算				135	1月につき	
6.6 1903 通行管理音中一式光度地密音音 月日空性儿上場合 30 月日できた。											
A6 3013											
A6 5933											
AB 5903 東京管理自一十二人来源の東田月				二 栄養改善	島加 算					1月につき	
A6 5904 東京聖台中七スの原始側の上が原 20 月10日曜氏上始会 30 月10日曜氏上始会 30 月10日曜氏上始会 30 月10日曜氏上始会 30 月10日曜氏上始会 30 月10日曜代上が会 30 月10日曜代日が会 30 月10日曜代上が会 30 月10日曜代日が会 30 月10日曜代日が会 30 月10日曜代日が会 30 月10日曜代日が会 30 月										.,,,,	
A6 5014											
A6 5904 通所型独自サービス巨陸線向上加票/3				 							
A6 5944				-t	化向 L to 管					181-0*	
AO 5004				小山腔機用	ICINI					יאוכייזפי	
A6 5006 高原型独自党教士-ピス東海の第1 721 76 76 76 76 76 76 76 7				İ							
A6 5002								月1回提供した場合	96		
AB 5004 高原型独自権政サービス東部加算 1/51 AB 5007 通用型独自権政サービス東加算 1/51 AB 5007 通用型独自権政サービス東加算 1/52 AB 5008 通用型独自権政サービス東加算 1/52 AB 5008 通用型独自権政サービス東加算 1/53 AB 5008 通用型独自権政サービス東加算 1/53 AB 5008 通用型独自体政サービス東加算 1/53 AB 5009 通用型独自体政サービス東加算 1/5 AB 5009 通用型独自体政力・ビス東加算 1/5 AB 5009 通用型独自体政力・ビス東加算 1/5 AB 5009 通用型独自体政力・ビス東加算 1/5 AB 5001 通用型独自体政力・ビス東加算 1/5 AB 5001 通用型独自体政力・ビス東加算 1/5 AB 5001 通用型独自体 1/5 AB 5005 通用型型业 1/5 AB 5005 AB 5005				1			11/ 11/				
A6 5007 通野型性自接数サービス乗加算 1/51 A6 5007 通野型性自发サービス東加算 1/32 A6 5008 通野型性自发サービス東加算 1/32 A6 5009 通野型性自发サービス東加算 1/32 A6 5009 通野型性自发サービス東加算 1/3 A6 6008 通野型性自发サービス東加算 1/3 A6 5009 通野型性自发生ービス東加算 1/3 A6 5009 通野型性自发生ービス東加算 1/3 A6 5009 通野型性自发生ービス東加算 1/3 A6 5009 通野型性自发生ービス東加算 1/3 A6 5009 通野型性自生 1/3 A7 5009 A7 5009 通野型性自生 1/3 A7 5009				1		運動及び	宋養			1月につき	
A6 5007 書所型独自自致サービス東加度 1/22 A6 5007 書所型独自自致サービス東加度 1/32 A6 5008 書所型独自自致サービス東加度 1/33 A6 5008 書の型独自自政サービス東加度 1/33 A6 5008 書の型独自自政サービス東加度 1/33 A6 5008 書の型独自自政サービス東加度 1/33 A6 5008 書の型独自自政・ビス東加度 1/3 A6 5008 書の型独自自政・ビス東加度 1/3 A6 5008 書の型独自自政・ビス東加度 1/3 A6 5008 書の型独自自政・ビス東加度 1/3 A6 5008 書の型独自自立・ビス東加度 1/3 A6 5008 書の型独自自立・ビス東加度 1/3 A6 5009 書の型独自自立・ビス東加度 1/3 A6 5009 書の型独自立・ビス東東所層加度 3/4 A7 A7 A7 A7 A7 A7 A7 A				1							
A8 5017 通声型性自接サービス実施加算 1/32				†							
10 10-27 世界交替自建設サービス接流加加 1-72 1-	A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算 I /22	İ	ᄬᄱᄱᅭ				192		
10 10-03 担所交替自建設サービス実施加重 17-02 技術的学 17-03 技術的学 17-03 技術的学 17-03 技術的学 17-03 技術的学 17-03 技術的学 17-03 大阪			_		運動及び	口腔			1月につき		
AB 5008				,							
AB 5018 満州型動機技力・ビス実施加算 1/33 加加算				選択的サー							
AB 5028 法所型始接数サービス実施加算 I / 43 AB 5046 法所型始接数サービス実施加算 I / 43 AB 5046 法所型始接数サービス実施加算 I / 43 AB 5050 法所型始接数サービス実施加算 I / 43 AB 5050 法所型始接数サービス实施加算 II / 43 AB 5050 法所型始接数サービス实施加算 II / 45 AB 5050 法所型始接数サービス实施加算 II / 45 AB 5050 法所型始接数サービス实施加算 II / 45 AB 5050 法所型始接数サービス来表所辞的加算 / AB 5050 法所型始接数サービス来表所辞的加算 / AB 5050 法所型始借サービス来来所辞的加算 / AB 5050 法所型始借サービス非技操体制验证加算 I / 14 AB 6110 法所型始借サービス提供体制验证加算 I / 15 AB 6110 法所型始借サービス提供体制验证加算 I / 15 AB 6110 法所型始借サービス提供体制验证加算 I / 16 AB 6110 法所型始借サービス提供体制验证加算 I / 21 AB 6110 法所型始借サービス提供体制验证加算 I / 22 AB 6110 法所型始借サービス提供体制验证加算 I / 22 AB 6110 法所型抽借サービス提供体制验证加算 I / 22 AB 6110 法所型抽售サービス提供体制验证加算 I / 22 AB 6110 法所型抽售サービス提供体制验证加算 I / 22 AB 6110 法所型抽售サービス提供体制验证加算 I / 22 AB 6110 法所型抽售サービス提供体制证加算 I / 22 AB 6110 法所型抽售サービス提供体制证加算 I / 22 AB 6110 法所型抽售サービス提供体制验证加算 I / 22 AB 6110 法所型抽售サービス提供体制证加算											
A8 5048 第万型独自党数サービス東地加算 1/43				施加算		栄養及び	口腔			1月につき	
AB 5009 場所型独自機数サービス実施加算 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3	A6	5038		İ							
A6 5019 過界型給自機数サービス実施加算 U 2 接換サービス 機換無加算 U 5 接換サービス 機実施加算 U 5 接換サービス 機能加算 U 5 接換サービス 機能加算 U 5 表示型給自機サービス 無能加算 U 5 表示型給自機サービス 無能加算 U 5 表示型給自動機サービス 無能加算 U 5 表示型給自動機サービス 無能加算 U 5 表示型給自動機サービス 無能加算 U 5 表示型給自動性 U 1 2 表示型格自動性 U 1 2 表示型格自力 U 1 表示型格自力 U 1 2 表示型格自力 U 1 表示型格自力 U 1 2 表示型格自力 U 1											
A6 5029 通所型独自域数サービス実施的第1 / 4 4 4 4 5 5 6 5 6 5 5 5 5 5					788 TO 44 11 1 1 2 -						
AB 5039 通所型独自域数サービス東施加第 1 / 560 AB 5015 通所型独自サービス東京所評価加算				1		運動 学養及	5 7 K □ B型			1日につき	
A6 5049 通所型独自性数サービス事態所類加算 / 2 A6 5015 通所型独自サービス事業所評価加算 / 2 A6 5015 通所型独自サービス事業所評価加算 / 3 A6 5025 通所型独自サービス事業所評価加算 / 4 A6 5045 通所型独自サービス事業所評価加算 / 5 A6 5045 通所型独自サービス事業所評価加算 / 5 A6 5045 通所型独自サービス事業所評価加算 / 5 A6 5047 通所型独自サービス事業所評価加算 / 7 A6 6137 通所型独自サービス事業所評価加算 / 7 A6 6137 通所型独自サービス事業所評価加算 / 7 A6 6137 通所型独自サービス理保体制強化加算 1 / 2 A6 6137 通所型独自サービス理保体制強化加算 1 / 2 A6 6138 通所型独自サービス理保体制強化加算 1 / 2 A6 6131 通所型独自サービス理保体制強化加算 1 / 2 A6 6132 通所型独自サービス理保体制強化加算 1 / 2 A6 6133 通所型独自サービス理保体制強化加算 1 / 2 A6 6131 通所型独自サービス理保体制能化加算 1 / 2 A6 6131 通所型独自サービス理保体制能化加算 1 / 2 A6 6131 通所型独自サービス混使体制能化加算 1 / 2 A7 6141 通所型独自サービス混使体制能化加算 1 / 2 A7 6141 通所型独自サービス混使体制能加度 1 / 2 A7 6141 通所型独自サービス混使体制能化加算 1				İ		建助、木製 が	KUHIE			ו אוכי סכ	
AB 5015 通所型独自サービス事業所評価加算/2 AB 5035 通所型独自サービス事業所評価加算/3 月回提供上場合 72 月回提供上場合 72 月回提供上場合 72 月回提供上場合 72 月回提供上場合 72 月回提供上場合 73 月回提供上場合 73 月回提供上場合 74 月回提供上場合 74 月回提供上場合 75 月回提供上上場合 75 月回提供上場合 75 月回提供上場合 75 月回提供上場合 75 日間 75				Ť							
A6 5025 通所型独自サービス事業所評価加算/5 A6 5035 通所型独自サービス事業所評価加算/5 A6 5045 通所型独自サービス提供体制強化加算 1/211 A6 6127 通所型独自サービス提供体制強化加算 1/211 A6 6127 通所型独自サービス提供体制強化加算 1/211 A6 6137 通所型独自サービス提供体制強化加算 1/211 A7 A8 6127 通所型独自サービス提供体制强化加算 1/211 A8 6137 通所型独自サービス提供体制强化加算 1/211 A8 6137 通所型独自サービス提供体制强化加算 1/212 A8 6143 通所型独自サービス提供体制强化加算 1/212 A8 6158 通所型独自サービス提供体制强化加算 1/212 A8 6118 通所型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6112 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6112 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6112 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6113 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サービス进入储量 1/222 A8 6114 通而型独自サービス进入储量 1/222 A8 6114 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サービス提供体制强化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サービス提供体制量化加算 1/222 A8 6114 通而型独自サー											
A6 5045 通所型独自サービス事業所評価加算 5 A6 6107 通所型独自サービス事業所評価加算 5 A6 6107 通所型独自サービス提供体制強化加算 1 1 A6 6127 通所型独自サービス提供体制強化加算 1 1 A6 6137 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 2 A6 6137 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 1 A6 6147 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 1 A6 6147 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 1 A6 6147 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 1 A6 6148 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 2 A6 6149 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 2 A6 6153 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 2 A6 6163 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 2 A6 6113 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 2 A6 6113 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 2 A6 6114 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 2 A6 6113 通所型独自サービス提供体制强化加算 1 2 A6 6114 通所型独自サービス进供体制强化加算 1 2 A6 6114 通所型独自サービス进供体制强化加算 1 2 A6 6114 通所型独自サービス进供体制强化加算 1 2 A6 6114 通所型独自サービス进入强放强加强 1 2 A6 6114 通所型独自サービス进入强放强加强 1 2 A6 6113 通所型独自サービス进入强放强加强 1 2 A7 6114 通所型独自サービス进入强放强加强 1 2 A7 6114 通所型独自サービス提供体制度化加算 1 2 A7 6114 通所型独自サービス提供体制度化加算 1 2 A7 6114 通所型独自サービス提供体制度化加算 1 2					s /mr ±= /n/r						
A6 5045 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 21 A6 6127 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 21 A6 6127 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 21 A6 6147 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 21 A6 6147 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 21 A6 6147 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 21 A6 6157 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 21 A6 6168 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 21 A6 6168 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 21 A6 6168 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 21 A6 6168 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 22 A6 6168 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 22 A6 6161 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 22 A6 6161 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 22 A6 6161 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 22 A6 6161 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 22 A7 A8 6161 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 22 A7 A7 A7 A7 A7 A7 A7				ト 争美所計	竹曲加昇						
A6 6107 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /211 月回提供した場合 14 月2回提供した場合 28 月2 日2日ままままままままままままままままままままままままままままままままま											
A6 6137 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 311 A6 6157 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 511 A6 6157 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 511 A6 6128 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 511 A6 6128 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 512 A6 6128 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 512 A6 6128 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 512 A6 6138 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 512 A6 6113 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 512 A6 6113 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 512 A6 6113 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6114 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6115 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6115 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6112 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 522 A6 6112 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 522 A6 6112 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 522 A6 6113 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 522 A6 6113 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 522 A6 6113 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 522 A6 6113 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 522 A6 6133 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6133 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 522 A6 6134 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 522 A6 6144 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 522 A6 6144 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 522 A6 6144 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6133 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス提供体制速化加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス混成高加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス混成高加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス混成高加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス混成高加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス混成高加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス混成高加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス混成品高加算 I / 521 A6 6134 通所型独自サービス提供加算 I / 521 A6 6134 通所型独自 1 / 521 A6 6134 通所型独自 1 / 521 A6 6134 通所型独自 1 / 521 A6 6134 通所型独自 1 /											
A6 6147 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 511 (1)サービス提供体制強化加算 I / 511 (1)サービス提供体制速化加算 I / 512 (1)サービス提供体制速化加算 I / 512 (1)サービス提供体制速化加算 I / 512 (1)サービス提供体制速化加算 I / 512 (1)イ (1)サービス提供体制速化加算 I / 512 (1)イ (1)サービス提供体制速化加算 I / 512 (1)イ (1)イ (1)サービス提供体制速化加算 I / 512 (1)イ (1)イ (1)サービス提供体制速化加算 I / 512 (1)イ (1)イ (1)イ (1)サービス提供体制速化加算 I / 512 (1)イ (1)イ (1)イ (1)サービス提供体制速化加算 I / 512 (1)イ (1)イ (1)イ (1)サービス提供体制速化加算 I / 512 (1)日 (2)サービス提供体制速化加算 I / 521 (2)サービス提供体制速化加算 I / 522 (2)サービス提供体制速化加算 I / 522 (3)サービス提供体制速化加算 I / 522 (4)日間提供した場合 (5)日間提供した場合 (5)日間提供した場合 (6)日間提供した場合 (7)日間提供した場合 (8)日間提供した場合 (8)日間提供した場合 (8)日間提供した場合 (9)日間提供した場合 (9)日間に提供した場合 (9)日間提供した場合 (9)日間提供した											
A6 6157 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 21 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4				-		事業対象者、	要支援1			1月につき	
A6 6108 通所型独自サービス提供体制強化加算 I 12 A6 6128 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 212 A6 6138 通所型独自サービス提供体制验化加算 I / 312 A6 6138 通所型独自サービス提供体制验化加算 I / 312 要支援2 月1回提供上場合 58 月3回提供上場合 58 月3回提供上場合 58 月3回提供上場合 10 月4回提供上場合 116											
A6 6128 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 212 A6 6138 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 412 A6 6148 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 1512 A6 6158 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 221 A6 6121 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 221 A6 6121 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 221 A6 6151 通所型独自サービス提供体制强化加算 I / 222 A6 6162 通所型独自サービス提供体制强化加算 I / 222 A6 6122 通所型独自サービス提供体制强化加算 I / 222 A6 6132 通所型独自サービス提供体制强化加算 I / 322 从体制强化加算 I / 422 A6 6132 通所型独自サービス提供体制强化加算 I / 422 A6 6132 通所型独自サービス提供体制强化加算 I / 422 A6 6133 通所型独自サービス提供体制强化加算 I / 422 A6 6133 通所型独自サービス提供体制强化加算 I / 422 A6 6133 通所型独自サービス提供体制强化加算 I / 252 A6 6143 通所型独自サービス提供体制强化加算 I / 252 A6 6143 通所型独自サービス提供体制强化加算 I / 252 A6 6153 通所型独自サービス提供体制强化加算 I / 252 A6 6164 通所型独自サービス提供				t							
A6 6138 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /312 男子提名 月3回提供した場合 87 月月回提供した場合 1月につき 月4回提供した場合 87 月月回提供した場合 116 1月につき 月4回提供した場合 116 1月につき 月2回提供した場合 110 1月につき 月2回提供した場合 11日につき 月2回提供した場合				İ	(1)1						
A6 6158 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /512 月5回以上提供した場合 144 A6 6101 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /221 月5回以上提供した場合 10 A6 6131 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /221 月6 6131 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /221 A6 6151 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /521 サービス提供体制強化加算 I /521 サービス提供体制強化加算 I /222 A6 6102 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /222 (1) 口 月1回提供した場合 40 A6 6122 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /322 (1) 口 月2回提供した場合 38 A6 6132 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /322 第2 月3回提供した場合 57 A6 6152 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /31 月3回提供した場合 57 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /31 月3回提供した場合 50 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /31 第2回提供した場合 10 A6 6143 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /31 第1回提供した場合 10 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /31 第2回提供した場合 10 A6 6164 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /31 第1回			通所型独自サービス提供体制強化加算 I /312	1		要支援	2	月3回提供した場合	87	1月につき	
A6 6101 通所型独自サービス提供体制強化加算 I 21 A6 6101 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /221 A6 6101 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /221 A6				1							
A6 6121 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /221 A6 6131 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /321 A6 6141 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /521 A6 6102 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /22 A6 6102 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /22 A6 6102 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /322 A6 6102 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /322 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /322 A6 6132 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /322 A6 6142 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /42 A6 6152 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /522 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /52 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /52 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /52 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /41 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /21 A6 6104 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /2 A6 6104 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /2 A6 6104 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /2 A6 6134 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /2 A6 6144 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /4 A6 6154 通所型独自サービス提供体制强化加算 I /4 A6 6154 通所型独自サービス超速营加算 I 7 (1)介護職員処遇改善加算 II First Fi				 	<u> </u>						
A6 6131 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /321 チービス提供体制強化加算 I /321 チービス提供体制強化加算 I /321 チービス提供体制強化加算 I /321 月3回提供した場合 40 月5回以上提供した場合 48 月5回以上提供した場合 19 月5回以上提供した場合 19 月3回提供した場合 10 月3回提供した場合 10 月3回提供した場合 10 月3回提供した場合 10 月3回提供した場合 10 月3回提供した場合 20 月3回提供した場合 10 月3回提供した場合 20 月3回提供した場合 20 月3回提供した場合 20 月3回提供した場合	_			ļ							
A6 6141 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /421 サービス提供体制強化加算 I /521 A6 6151 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /222 サービス提供体制強化加算 I /222 A6 6102 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /222 供体制強化加算 I /222 A6 6132 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /222 男1回提供した場合 19 A6 6132 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /222 月4回提供した場合 57 A6 6152 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /21 月5回以上提供した場合 76 A6 6123 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /21 月1回提供した場合 10 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /21 月1回提供した場合 10 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /21 月1回提供した場合 10 A6 6143 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /21 事業対象者、要支援1 月3回提供した場合 10 A6 6153 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 第1回提供した場合 20 A6 6124 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 第1回提供した場合 20 A6 6134 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 第1回提供した場合 20 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 第2回提供した場合 20 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加				İ_		事業対象者、	要支援1			1月につき	
A6 6102 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 222 4人格 6 6122 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 222 4人格 6 6132 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 322 4人格 6 6132 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 422 4人格 6 6152 通所型独自サービス提供体制強化加算 I / 422 4人格 6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 II / 522 4人格 6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 II / 51 4人格 6 6133 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 51 4人格 6 6133 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 51 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 51 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 51 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 4人格 6 6134 通所型独自サービス提供体制强化加算 II / 52 6人格 6134 6	A6	6141	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /421	ナ	(2)サービフቱ			月4回提供した場合	40		
A6 6102 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /222 供体制強化加算 I /222 供体制強化加算 I /222 再20 再20 提供した場合 57 月1回提供した場合 57 月2回提供した場合 57 月4回提供した場合 57 月4 月4 月4 月4 月4 月4 月4 月				サービス提							
A6 6132 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /322 A6 6142 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /322 A6 6152 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /522 A6 6153 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /32 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /31 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /31 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /31 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /41 A6 6153 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /51 A6 6104 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 A6 6124 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 A6 6134 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 A6 6134 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 A6 6110 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 A6 6111 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 A6 6110 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 A6 6111 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 A6 6111 通所型独自サービス処遇改善加算 II A6 6111 通所型独自サービス処遇改善加算 II A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算 II A6 6113 通所型独自サービスの過改善加算 II A6 6113 通所型独自サービスの過改善加算											
A6 6142 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /422 月4回提供した場合 76 A6 6152 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /622 月5回以上提供した場合 96 A6 6103 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /21 月1回提供した場合 5 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /21 事業対象者、要支援1 月3回提供した場合 10 A6 6143 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /21 月4回提供した場合 20 月5回以上提供した場合 20 A6 6124 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 月1回提供した場合 10 月1回提供した場合 24 A6 6124 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 月2回提供した場合 20 月2回提供した場合 20 A6 6134 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 要支援2 月3回提供した場合 20 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 要支援2 月3回提供した場合 30 A6 6110 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 要支援2 月5回以上提供した場合 40 A6 6110 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 (1)介護職員処遇改善加算 II 所定单位数000/1000加算 (2)介護職員処遇改善加算 II A6 6111 通所型独自サービス提出改善加算 II <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td>加算</td><td></td><td>亜 士 [4]</td><td>≟2</td><td></td><td></td><td></td></td<>				加算		亜 士 [4]	≟ 2				
A6 6152 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /522 A6 6103 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /51 A6 6123 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /31 A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /31 A6 6153 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /41 A6 6153 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /51 A6 6104 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 A6 6134 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22 A6 6134 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /42 A6 6144 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /42 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /42 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /52 A6 6110 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /52 A6 6111 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /52 A6 6111 通所型独自サービス拠遇改善加算 I A6 6111 通所型独自サービス拠遇改善加算 I A6 6111 通所型独自サービス拠遇改善加算 I A6 6113 通所型独自サービス拠退改善加算 I A6 6113 通所型独自サービス拠退改善加算 I A6 6113 通所型独自サービス拠退改善加算 I A6 6113 通所型独自サービス拠退改善加算 I A6 6113 通所型独自サービス拠退改善加算 I A6 6113 通所型独自サービス拠退改善加算 I A6 6113 通所型独自サービス拠 B				t		安义协	-				
A6 6103 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/21 月1回提供した場合 5 月2回提供した場合 10 月2回提供した場合 10 月3回提供した場合 10 月3回提供した場合 10 月3回提供した場合 20 月4回提供した場合 20 月5回以上提供した場合 20 月5回提供した場合 20 月5回以上提供した場合 20 月5回提供した場合 20 月5回退提した場合 20 月5回提供した場合 20 月5回退上提供した場合 20 月5回提供した場合 20 月5回提供した場合 20 月5回提供した場合 20 月5回提供した場合 20 月5回提供した場合 20 月5回提供した場合 40 月5回提供した場合 40 月5回提供した場合 20 月5回提供した場合 20 月5回提供した場合 40 10 月5回提供した場合 40 10 月5回提供した場合 40 40 10 月5回提供した場合 40 40 10 月5回提供した場合 40 40 10 月5回提供した場合 40 40 10 月1回提供した場合 40 40 40 10 10 10 10 10 10 10 10 10				İ							
A6 6133 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/31 A6 6143 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/51 A6 6153 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/51 A6 6104 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2 A6 6124 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22 A6 6124 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32 A6 6144 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/42 A6 6110 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/42 A6 6111 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32 A6 6111 通所型独自サービス提供体制强化加算Ⅱ/32 A6 6111 通所型独自サービス提供体制强化加算Ⅱ/32 A6 6111 通所型独自サービス型退改善加算Ⅱ A6 6111 通所型独自サービス型设改善加算Ⅱ A6 6113 通所型独自サービス型设改善加算Ⅱ A6 6113 通所型独自サービス型设改善加算Ⅱ A7 接職員処置改善加算Ⅱ 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)介護職員処遇改善加算Ⅲ A7 接職員処置改善加算Ⅲ (2)介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)で算定比上単位数の90%加算 1月につき	A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1	1				月1回提供した場合	5		
A6 6143 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/41 A6 6153 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/51 A6 6104 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22 A6 6124 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32 A6 6134 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32 A6 6144 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/52 A6 6151 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/62 A6 6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ A6 6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ A7 護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) A6 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2) で算定比単位数の909%加算				<u> </u>		***	an → 115 .·				
A6 6153 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/51 供体制強化加算Ⅱ/51 A6 6104 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22 月10提供上場合 10 A6 6124 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32 月30提供上場合 20 A6 6134 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32 男30提供上場合 30 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/52 月40提供上た場合 40 A6 6110 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/52 月5回以上提供上た場合 40 A6 6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 「り (1)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の40/1000加算 A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の40/1000加算 1月につき A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定比単位数の90%加算	_			1		事 莱対象者、	要支援1			1月につき	
A6 6104 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2 月1回提供した場合 10 A6 6124 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22 要支援2 月2回提供した場合 20 A6 6134 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22 要支援2 月3回提供した場合 30 A6 6144 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22 月4回提供した場合 40 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/52 48 A6 6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 48 A6 6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 「介護職員処遇改善加算Ⅱ」 所定単位数の40/1000加算 A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)で算定した単位数の90%加算 A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)で算定した単位数の90%加算				ł							
A6 6124 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22 月2回提供した場合 20 A6 6134 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32 要支援2 月3回提供した場合 30 A6 6144 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/52 40 A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/52 48 A6 6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 48 A6 6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の40/1000加算 A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の22/1000加算 A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の90%加算											
A6 6134 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/32 要支援2 月3回提供した場合 30 月4回提供した場合 1月につき A6 6144 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/52 40 月5回以上提供した場合 48 A6 6154 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 48 A6 6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の40/1000加算 A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の22/1000加算 A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の90%加算					(п)			月2回提供した場合	20		
A6 6154 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/52 月5回以上提供した場合 48 A6 6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ リ (1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の40/1000加算 所定単位数の40/1000加算 A6 6111 通所型独自サービス処遇改善加算II 介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の90%加算 (2)介護職員処遇改善加算(II) (2)で算定した単位数の90%加算 A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算II 介護職員処遇改善加算(II) (2)で算定した単位数の90%加算						要支援	支援2				
A6 6110 通所型独自サービス処遇改善加算 I リ (1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の40/1000加算 A6 6111 通所型独自サービス処遇改善加算 I (2)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の22/1000加算 A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算 I 介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の22/1000加算 1月につき											
A6 6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の22/1000加算 A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 介護職員処 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の90%加算				П	(1)介護聯昌加	黒改姜加答(T)	Tic.		48		
A6 6113 通所型独自サービス処遇改善加算皿 介護職員処 (3)介護職員処遇改善加算(皿) (2)で算定した単位数の90%加算 1771000000000000000000000000000000000			通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	†						181-0+	
A6 6115 通所型独自サービス処遇改善加算IV 週改善加算 (4)介護職員処遇改善加算 (IV) (2)で算定した単位数の80%加算	A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算皿		(3)介護職員処	遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算	定した単位数の90%加算		リカにしざ	
	A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	遇改善加算	(4)介護職員処	遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算	定した単位数の80%加算			

(通所型サービス(現行相当サービス(A6)) 単位数と算定回数)

	事業対象者、要支援1
送迎・入浴なし/回(4回まで)	185単位×1~4回 (単位数×回数)
送迎・入浴なし/月(5回) (1月あたりの単位)	927単位(サービス単位数)
送迎のみ/回(4回まで)	279単位×1~4回 (単位数×回数)
送迎のみ/月(5回) (1月あたりの単位)	1,397単位(サービス単位数)
入浴のみ/回(4回まで)	235単位×1~4回 (単位数×回数)
入浴のみ/月(5回) (1月あたりの単位)	1,177単位(サービス単位数)
送迎・入浴あり/回(4回まで)	329単位×1~4回 (単位数×回数)
送迎・入浴/月(5回) (1月あたりの単位)	1,647単位(サービス単位数)
	要支援2
送迎・入浴なし/回(8回まで)	要支援2 193単位×1~8回 (単位数×回数)
送迎・入浴なし/回(8回まで) 送迎・入浴なし/月(9~10回) (1月あたりの単位)	
送迎・入浴なし/月(9~10回)	193単位×1~8回 (単位数×回数)
送迎・入浴なし/月(9~10回) (1月あたりの単位)	193単位×1~8回 (単位数×回数) 1,937単位 (サービス単位数)
送迎・入浴なし/月(9~10回) (1月あたりの単位) 送迎のみ/回(8回まで) 送迎のみ/月(9~10回)	193単位×1~8回 (単位数×回数) 1,937単位 (サービス単位数) 287単位×1~8回 (単位数×回数)
送迎・入浴なし/月(9~10回) (1月あたりの単位) 送迎のみ/回(8回まで) 送迎のみ/月(9~10回) (1月あたりの単位)	193単位×1~8回 (単位数×回数) 1,937単位 (サービス単位数) 287単位×1~8回 (単位数×回数) 2,877単位 (サービス単位数)
送迎・入浴なし/月(9~10回) (1月あたりの単位) 送迎のみ/回(8回まで) 送迎のみ/月(9~10回) (1月あたりの単位) 入浴のみ/回(8回まで) 入浴のみ/月(9~10回)	193単位×1~8回 (単位数×回数) 1,937単位 (サービス単位数) 287単位×1~8回 (単位数×回数) 2,877単位 (サービス単位数) 243単位×1~8回 (単位数×回数)

現行『介護予防通所介護』との変更点

- ★現行の1月あたりのサービス単位に加え、 1回あたりのサービス単位を新設します。
- ★送迎・入浴について、日々の利用者の状況変化や利用者の希望による選択を可能 とし、提供者の実施に応じた単位数を新設します。
- ★1回あたりサービスの新設にともない1提供月の利用回数を
 - ・事業対象者、要支援1は最大5回まで
 - ・要支援2は最大10回まで

とします。

通所型サービス(現行相当サービス) 算定例

(「1回~5回/月」のサービス提供)・・・事業対象者、要支援1

(例1)『事業対象者』または『要支援1』の方で、5回すべて「送迎・入浴なし」

サービスコード: A6 1111 (通所型独自サービス1)

单位数: ——

回数: 1回←算定単位1月あたり

サービス単位数: 927単位

(例2)『事業対象者』または『要支援1』の方で、3回すべて「送迎のみあり」

サービスコード: A6 1213 (通所型独自サービス/21回数)

単位数:279単位回数:3回

サービス単位数: 837単位(279単位×3回)

(次ページへ)

(前ページから)

(例3)『事業対象者』または『要支援1』の方で、

4回のうち、2回は「送迎のみあり」、2回は「送迎・入浴あり」

1. 2回は「送迎のみ」

サービスコード: A6 1213 (通所型独自サービス/21回数)

単位数: 279単位

回数: 2回

サービス単位数: 558単位(279単位×2回)

2. 2回は「送迎・入浴あり」

サービスコード: A6 1413 (通所型独自サービス/41回数)

単位数: 329単位

回数: <u>2回</u>

サービス単位数: 658単位(329単位×2回)

3. 1+2=A6合計 1,216単位(558単位+658単位)

(「1~10回/月」のサービス提供)・・・要支援2

*9回~10回の提供は「月あたりの単位」を使用します

(9回した場合と10回提供した場合の単位数は同じになります)

(例4) 『要支援2』の方で、

9回すべて「入浴のみあり」(10回すべて「入浴のみあり」の場合と同じ単位数)

サービスコード: A6 1321 (通所型独自サービス/32)

单位数: —

回数: 1回←算定単位1月あたり

サービス単位数:2,437単位

(例5) 『要支援2』の方で、

10回すべて「送迎・入浴あり」(9回すべて「送迎・入浴あり」の場合と同じ単位数)

サービスコード: A6 1421 (通所型独自サービス/42)

单位数: —

回数: 1回←算定単位1月あたり

サービス単位数:3,377単位

(次ページへ)

(前ページから)

(例6)『要支援2』の方で、7回すべて「送迎のみあり」

サービスコード: A6 1223 (通所型独自サービス/22回数)

単位数: 287単位

回数: <u>7回</u>

サービス単位数:2,009単位(287単位×7回)

(例7)『要支援2』の方で、9回のうち、8回は「送迎のみあり」、1回は「送迎・入浴あり」

1.8回は「送迎のみ」

サービスコード: A6 1223 (通所型独自サービス/22回数)

単位数: 287単位

回数: <u>8回</u>

サービス単位数: 2,296単位(287単位×8回)

2. 1回は「送迎・入浴あり」

サービスコード: A6 1423 (通所型独自サービス/42回数)

単位数: 337単位

回数: <u>1回</u>

サービス単位数: 337単位(337単位×1回)

3. 1+2=A6合計 2,633単位(2,296単位+337単位)

通所型サービス(基準緩和サービス)

サービス種類:基準緩和サービス

サービス名称:介護予防短時間通所サービス

サービス種別コード:A7 (通所型サービス (独自/定率))

〇自己負担割合1割(給付率90%)

П	#	ニスコード							
	種類	項目	サービス内容略称		算定項目		単位数	算定単位	算定単位
	Α7	1101	短時間通所サービス1・5回まで(90)		事業対象者、要支援1	送迎・入浴なし	138	1回につき	1月の中で1回~5回まで
Ш	Α7	1103	短時間通所サービス1・5回まで(送迎)(90)	通 所 型	事業対象者、要支援1	送迎のみあり	232	1回につき	1月の中で1回~5回まで
Ш	Α7	1105	短時間通所サービス1・5回まで(入浴)(90)	# # 	事業対象者、要支援1	入浴のみあり	188	1回につき	1月の中で1回~5回まで
Ш	Α7	1107	短時間通所サービス1・5回まで(送迎・入浴)(90)	ビ ス	事業対象者、要支援1	送迎・入浴あり	282	1回につき	1月の中で1回~5回まで
Ш	Α7	1201	短時間通所サービス2・10回まで(90)	独	要支援2	送迎・入浴なし	144	1回につき	1月の中で1回~10回まで
	Α7	1203	短時間通所サービス2・10回まで(送迎)(90)	自 / 定	要支援2	送迎のみあり	238	1回につき	1月の中で1回~10回まで
Ш	Α7	1205	短時間通所サービス2・10回まで(入浴)(90)	率	要支援2	入浴のみあり	194	1回につき	1月の中で1回~10回まで
	Α7	1207	短時間通所サービス2・10回まで(送迎・入浴)(90)		要支援2	送迎・入浴あり	288	1回につき	1月の中で1回~10回まで

(加算)・・・各加算、月5回までが算定上限となります(介護職員処遇改善加算を除く)。

A7	1801	若年性認知症受入加算(90)	若年性認知症	 定受入加算		48		
A7	1803	生活機能向上グループ活動加算(90)	生活機能向上グループ活動加算					
A7	1805	運動器機能向上加算(90)	運動器機能向	 自上加算		45		
A7	1807	栄養改善加算(90)	栄養改善加算	草		30		1月の中で5回まで
A7	1809	口腔機能向上加算(90)	口腔機能向上加算				1回につき	
A7	1811	選択的サービス I (90)	選択的サービ	「運動・栄養」または「運動	ロ腔」または「栄養・口腔」	96		
A7	1813	選択的サービス II (90)	ス複数実施加 算	運動、栄養	養及び口腔	140		
A7	1815	介護職員処遇改善加算1・(90)		学员加里北美加等	事業対象者、要支援1	6		1月の中で1回~5回まで
A7	1817	介護職員処遇改善加算2・(90)	介護職員処遇改善加算 要支援2		要支援2	6		1月の中で1回~10回まで
	•		_		•	•	•	

○自己負担割合2割(給付率80%)

#-	ービスコード	サービス内容略称		算定項目		単位数	算定単位	算定単位
種類	項目	り こへと) 仕事ロイが		并足领口		丰位奴	并是平位	并足干区
Α7	1102	短時間通所サービス1・5回まで(80)		事業対象者、要支援1	送迎・入浴なし	138	1回につき	1月の中で1回~5回まで
Α7	1104	短時間通所サービス1・5回まで(送迎)(80)	171	事業対象者、要支援1	送迎のみあり	232	1回につき	1月の中で1回~5回まで
Α7	1106	短時間通所サービス1・5回まで(入浴)(80)	型 サ I	事業対象者、要支援1	入浴のみあり	188	1回につき	1月の中で1回~5回まで
Α7	1108	短時間通所サービス1・5回まで(送迎・入浴)(80)	ا ت م	事業対象者、要支援1	送迎・入浴あり	282	1回につき	1月の中で1回~5回まで
Α7	1202	短時間通所サービス2・10回まで(80)	へ 独 自	要支援2	送迎・入浴なし	144	1回につき	1月の中で1回~10回まで
Α7	1204	短時間通所サービス2・10回まで(送迎)(80)	目 / 定	要支援2	送迎のみあり	238	1回につき	1月の中で1回~10回まで
Α7	1206	短時間通所サービス2・10回まで(入浴)(80)	率	要支援2	入浴のみあり	194	1回につき	1月の中で1回~10回まで
Α7	1208	短時間通所サービス2・10回まで(送迎・入浴)(80)		要支援2	送迎・入浴あり	288	1回につき	1月の中で1回~10回まで

(加算)・・・各加算、月5回までが算定上限となります(介護職員処遇改善加算を除く)。

A7	1802	若年性認知症受入加算(80)	若年性認知症	定受入加算		48			
A7	1804	生活機能向上グループ活動加算(80)	生活機能向上グループ活動加算						
A7	1806	運動器機能向上加算(80)	運動器機能向	1上加算		45			
A7	1808	栄養改善加算(80)	栄養改善加算	‡		30		1月の中で5回まで	
A7	1810	口腔機能向上加算(80)	口腔機能向上加算				1回につき		
A7	1812	選択的サービス I (80)	選択的サービ	「運動・栄養」または「運動	・口腔」または「栄養・口腔」	96			
Α7	1814	選択的サービス II (80)	ス複数実施加 算	運動、栄養	を及び口腔	140			
A7	1816	介護職員処遇改善加算1・(80)		** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	事業対象者、要支援1	6		1月の中で1回~5回まで	
A7	1818	介護職員処遇改善加算2・(80)	介護職員処遇改善加算 要支援2					1月の中で1回~10回まで	

介護予防ケアマネジメント費

費用コード	費用コードの名称	単位数	算定単位
1001	介護予防ケアマネジメントA	430	
1002	介護予防ケアマネジメントA・初回	730	
1003	介護予防ケアマネジメントA・連携	730	1月につき
1004	介護予防ケアマネジメントA・初回・連携	1,030	
1201	介護予防ケアマネジメントC	300	

- ※「費用コード」は「介護予防ケアマネジメント費」を市町村経由で請求する際に使用する
 『介護予防ケアマネジメント費入力ソフト』(国保連合会提供)で使用するコードになります。
- ※提供月に予防給付の利用がある場合は、従来どおり国保連合会へ『介護予防支援』の請求を行います。
- ※1 被保険者につき、1月につき、1つの費用コードで請求します。
 - 例1:ある提供月において1被保険者について介護予防ケアマネジメントを行い、かつ初回加算の対象となる場合は費用コード「1002」を使用します。

(費用コード 1002 は「介護予防ケアマネジメント費+初回加算」合計の単位数)

例2:ある提供月において1被保険者について介護予防ケアマネジメントを行い、かつ初回加算 及び介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算の対象となる場合は費用コード 「1004」を使用します。

(費用コード 1004は「介護予防ケアマネジメント費+初回加算+小規模連携加算」合計の単位数)

※介護予防ケアマネジメント C は、「スーパー基準緩和サービス」のみのプラン作成を行った場合の 初回請求月のみに使用します。

4. 「給付管理票」「請求明細書」等の記載例

記載例1:『要支援者』が予防給付と総合事業サービスを利用した例

記載例2:『事業対象者』が総合事業サービスを利用した例

記載例3:『事業対象者』が同一事業所で複数の総合事業サービスを利用した例

記載例4:「住所地特例対象者」が総合事業サービスを利用した例

記載例5:「二割負担者」が総合事業サービスを利用した例

(参考:国資料の抜粋)

「月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した場合の請求明細書等の記載の整理」

「月途中に居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合の取り扱い」

『要支援者』が 予防給付と総合事業サービス を利用した例

様式第十一 (附則第二条関係)

資料 2

給付管理票(平成2) 『要支援者』が予防給付と総合事業サービス (A2またはA6またはA7)を利用した例

保険者番号	保険者名	作成区分
9 0 1 0 1 0	□□市	1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成
被保険者番号	被保険者氏名	(3.) 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成
0 0 0 0 0 0 0 1 0 1 0	フリガナ カイブ イチロウ 介護 一郎	居宅介護/介護予防 支援事業所番号 9 0 0 0 1 0 1 0 0 0 1
生年月日 性別	要支援・要介護状態区分等	担当介護支援専門員番号 9 0 0 0 0 0 1 1
明・大昭 5年 7月 7日 男・女	事業対象者 (要支援 1) 2 要介護 1 · 2 · 3 · 4 · 5	居宅介護/介護予防 支援事業者の事業所名 ●●地域包括支援センター
居宅サービス・介護予防サービス・ 総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間	支援事業者の 事業所所在地及び連絡先 099-999-9999
5,003 単位/月 平成 2	7年 4月 ~ 平成 28年 3月	委託 委託先の支援事業所番号した した場合 介護支援専門員番号

サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号一事業所番号)					号)			指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	サービス種類名	1 1	·ビス コード	給付計画単位数						
○○事業所	9	0	7	0	1	0	0	0	1	0	指定·基準該当· 地域密普 総合事業	訪問型サービス (独自)	A	2		1	4	2	ľ
△△事業所	9	0	6	0	0	0	0	0	6	0	指定 基準 当 · 地域密着 総合事業	介護予防訪問看護	6	3		2	5	4	
											指定·基準試 総合事業	さのサービスを記載	 する場	├── }合、	ነ				
												業」を選択する			厂				
											総合事業 指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業								
											指定·基準該当・ 地域密着・ 総合事業								ŀ
											指定・基準該当・ 地域密着・ 総合事業								
											指定・基準該当・ 地域密着 総合事業								
											指定・基準該当・ 地域密着 総合事業								
											指定・基準該当・ 地域密着 総合事業								
											指定・基準該当・ 地域密着 総合事業								
											指定・基準該当・ 地域密着 総合事業								
											指定・基準該当・ 地域密着 総合事業								
											- 支援1の区分支給 含、返戻とする	· 限度基準額(5,003	3 単位)	を超	える				
									_		総合事業		_						
												合計			_	3	9	7	i

枚中 枚目

備考

軽減後利用者

負担額(円)

2 3 6 9 7

2 6 3 3

①保險請求額

①利用者負担額

⑩公費請求額

社会福祉

法人等に

よる軽減 欄

33公費分本人負担

軽減率

2 3 6 9 7

%

2 6 3 3

0

0

受領すべき利用者

負担の総額(円)

軽減額(円)

1 3 2 8 3

枚中 枚目

1 4 7 6

0

1 3 2 8 3

1 4 7 6

⑩事業費請求額

①利用者負担額

川崎市の地域区分 2級地の単価を設定 100円

・通所10.72円 (27年~29年)

②公費請求物

《⑦給付単位数×⑨単位数単価》-⑩事業費請求額

≒14,759 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を

1,426 単位×10.35 円=14,759.1

 $14,759 \boxminus -13,283 = 1,476 \boxminus$

切り捨てることを示す

『事業対象者』が 総合事業サービスを利用した例 資料2

様式第十一(附則第二条関係)

記載例2 (給付管理票) 『事業対象者』が総合事業サービス (A2またはA6またはA7) を利用した例

給付管理票(平成 27

保険者番	子号								保隆	6者	名	Ì		作	成	区分	}					
9 ()	1	0	0	1					口市	ī		1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保险者自己作成									
被保険者	番号		i					7	皮保隆) 全者	天名	(被保険者自己作 介護予防支援事 		· #	也城	包	括支	援七	:ンタ	一作	成
		.	,			フリ	J ガ -	+	1/コ゛	7	пġ	/	B宅介護/介護予防	i .	9	0	٥	0	0	2 0	0	2 0
0 0 0 0 0)	1	1	1	1			1	个護	_7	P市业44年	te.	芝所番号		Ĭ	Ů	Ü	Ŭ	Ü		Ů	0
生年月日				性	別	要支援・要介護 自己作成の						百.選	択不可接専門員名	香号	9	0		0	0	0	1 1	1
明·大(昭) 5年	5 A	5	н	男.	女)要支 ・3・			٦	唐宅介護/介護予防 支援事業者の事業所		•	•±	也填	或包:	括支	援セ	ンター	_
居宅サービス・介護予防* 総合事業 支給限度基準額	ナー						限	度額	適用	期間			支援事業者の 事業所所在地及び連		08	99-	99	99-9	999	9		
		<i>.</i>	·	平成	ì			Τ		平成		i	委託 委託先の支援事業所	i番号						I	П	
5,003	甲	[[[]	月		27	7年	4 F		`		年月女	_	した ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.			I	ユ				
事業対象 居宅サービス 額を記載			合、	支給	限度	基準	単額	に要	支援	10			対象者の場合、限度 「年月)がない場合、									
サービス事業者の 事業所名			()	™ 卡番県		所番: 事業所		号)			指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別		サービス 種類名	サー種類	- E		- 1	i	給付	計画	单位数	汝
○○事業所	9	0	A	0	1	0	0	0	1	0	指定·基準該当· 地域密着 総合事業		訪問型サービス (独自/定率)	A		7			1	3	0	0
(₩△	(車)	生の	+1	- ビン	スか	記載	<u>ー</u>	く坦	≙	~	指定·基準該当· 地域密着				T					T		
				·選択			4 7 "	J -900	п,	Ĺ	総合事業				1		_		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
			T						\Box	_	指定・基準該当・ 地域密着											
											総合事業 指定・基準該当・				t					t		
											地域密着・総合事業				1				<u> </u>	<u> </u>	_	
											指定 基準該当 地域密着											
											総合事業 指定・基準該当・				+		+				-	
											地域密着· 総合事業											
											指定・基準該当・ 地域密着				T							
											総合事業										ļ.	
											指定·基準該当· 地域密着											
											総合事業 指定・基準該当・				4		4		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
											地域密着・											
											総合事業 指定・基準該当・	-			+		+			<u> </u>		\vdash
											地域密着· 総合事業											
			t	\vdash							指定・基準該当・	7			Ť		1			t	┢	\Box
											地域密着・ 総合事業											
											指定·基準該当・ 地域密着・				T		Ī					
											地域密看· 総合事業							_	L			
								1	1	丰業	対象者に対して		給付管理を行う場	合、引	要支	て援	1	の				
			-	-				Н					(5,003 単位) を目録						市	-	-	
									田	丁村	が定める支給限	腹	建基準額(要支援20	つ区分	支	給[狠	度基	準			
								H	客	頁(10,473 単位)じ	人_	下の額)を超える場	合、	返月	支と	<u>-</u> す	Γる		J		\blacksquare
1										_	総合事業			_			7	_			<u> </u>	
													습計			_	7		1	3	0	0

様式第二の三(附則第〇条関係)	記載例2-1 (総合事業明細書)
介護予防・日常生活支援総合事 (訪問型サービス費・通所型サービス費・その他	『事業対象者』が 総合事業サービス
公 総合事業の明細書を使用	(A2またはA6またはA7) を利用した例
公費受給有事業の明細書を使用	保険者番号 9 0 1 0 0 1
被保険者 0 0 0 0 0 1 1 1 1 1	9 0 A 0 1 0 0 0 1 0
介護 太郎 開始日本	事業所
(投) (大) (\tau	□市△△町1-1-1
要支援 状態区分等 事業対象者 要支援 1・要支援 2 認定有効 期間 平成 2 7 年 0 4 月 0 1 百 から 平成 4 月 日 まで	*サービスに 成はありません -222-2222
介護予防 3 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成 サービス 事業所 事業所 事業所	
サービス 事業所 計画 番号 『1月あたり』の 2 0 事業所 サービスコードの場合 は「単位数」は記載し 中止	●●地域包括支援センター
開始 年月日 平成 は「単位数」は記載し 月 0 1 日 中止 年月日	平成 年 月 日
サービスコード 単位数 回版 サービス単位数 コリービスコート 単位数 回版 サービス単位数 コリービスコート コート コート コート コート コート コート コート コート オービスコート カービスコート カービスコート サービスコート サービスコート サービスコート サービスコート サービスコート サービスコート サービスコート サービスコート サービスコート サービス単位数は 例となります (実際と異なります)	から
* 女 (4 ヴーピス円字 サービスコード 単印版 凹版 サービス単位版 宝 (4 ヴーピス 1	☆ ② ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆
サービス種類コード	13,455 円 82.25 782 円 本業 公費 合計 1 2 7 8 2 企数単価》一⑩事業費請求額 6 7 3 13,455 円
切り捨てることを示す	

『事業対象者』が同一事業所で 複数の総合事業サービスを利用した例 **様式第十一**(附則第二条関係)

記載例3(給付管理票) 『事業対象者』が同一事業所で 「A2またはA6」とA7の利用が あった場合の例

給付管理票(平成 27 年

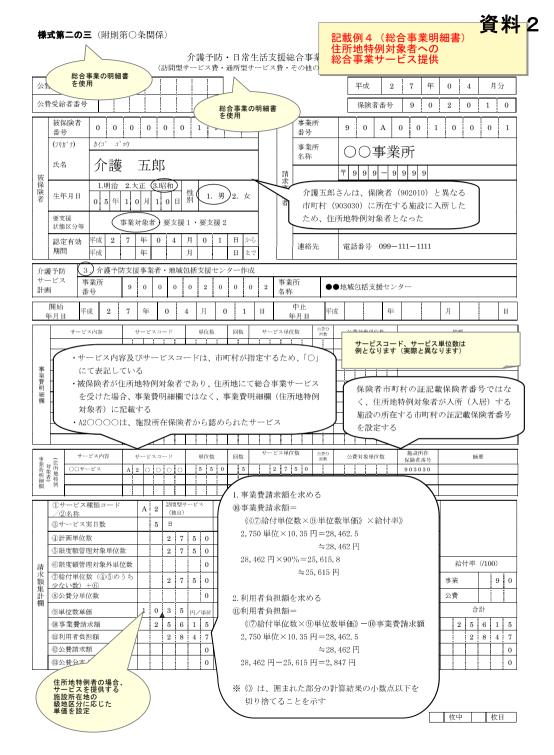
保険者番号					保険者名				作成区分														
9 0 1 0 1 0					□□市					ī	1. 居宅介護支援事業者作成												
被保険者番号					被保険者氏名					氏名	被保険者自己作成介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成						Ì.						
			0		フリガナ カイコ゛ ハナコ				ľ	rta)	居宅介護/介護予防		q	0	٥	0	Λ	1	0 (0	1	
0 0 0 0 0	0	2	2	2	2			1	个護	1	E		世級事業所番号				•	Ľ.	Ü			Ľ	1
生年月日				性	別		要	支援	• 要:	介(『事業対象者』 自己作成の選	択	R不可 / 接専門貝番号 9 0 0 0			0	0	0	1	1			
明・大(昭)	6月	6	日	男 (女)			象者 1・2				Т				ター							
居宅サービス・介護予防 総合事業 支給限度基準8		ビス	•			限度額適用期間						İ	支援事業者の 事業所所在地及び連絡先 099-999-9999										
5,003		位/	月	平成		7年4月 平成 年 月					. 年 月 🔽		委託 委託先の支援事業所番号 した										
事業対	/ 计象词	者の:	場合	. * :					至平	摇 1	$\overline{}$	型 2	対象者の場合、限	度額	滷	H.	加加	— <u>:</u> 間	Y				
居宅サービス 額を記				`~	1941144	X	2-1-1	ж		1/2 1	(#		了年月)がない場合						\int				
サービス事業者の 事業所名			(J	·番早	事業月 子一日			号)			指定/基準該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別		サービス 種類名	サー種類			3		給不	r#H@	11年	位数	
○○事業所	9	0	7	0	1	0	0	0	5	0	指定·基準該当・ 地域密着・ 総合事業		訪問型サービス (独自)	A	4	2				8	3	0	0
○○事業所	9	0	7	0	1	0	0	0	5	0	指定·基準該当· 地域密着· 総合事業		通所型サービス (独自/定率)	A	,	7			1	4	1	0	0
I .	事						する	5場	合、	7	指定·基準該当 地城密着	İ			T					T	T		
1 %	総合事	F業.	」を	選択	しする	5			_		総合事業 指定・基準該当・	+			-		4			╬	4	-	
											地域密着・ 総合事業										-		
											指定 基準該当 地域密着	ı							Γ	T	T		
											総合事業 指定・基準該当・	+			+		-			ŀ	ł	-	
											地域密着・ 総合事業												
											指定・基準該当・ 地域密着・	I											
											総合事業 指定・基準該当・	+			+				H	╀	+	-	
											地域密着・ 総合事業									l			
											指定 基準該当 地域密着	ı								Ť	Ī		
											総合事業 指定・基準該当・	+			-		4		_	╀	+		
											地域密着 • 総合事業									l			
											指定·基準該当 地域密着	İ			T		1			T	1		
											総合事業	1								1	-		
											指定・基準該当・ 地域密着											į	
<u> </u>								1	<u> </u>	事業	対象者に対して.		給付管理を行う場合	合、 見	更支	て揺	1	の	_	4	١ ا	-	
								Ц					5,003 単位)を目安						市		Ц		
									I	町村	が定める支給限度	度	基準額 (要支援 2 の	区分	支	給	狠	度基	準				
								H	1	額(10,473 単位)以	T	の額) を超える場	合、:	返月	更と	- 7	ナる		_	\parallel		
l									_		総合事業	Ŧ		_	_		Ţ	_	\sqsubset	1	4	_	
												I	合計		_		٦	7	2	2	: [0	0

資料 2

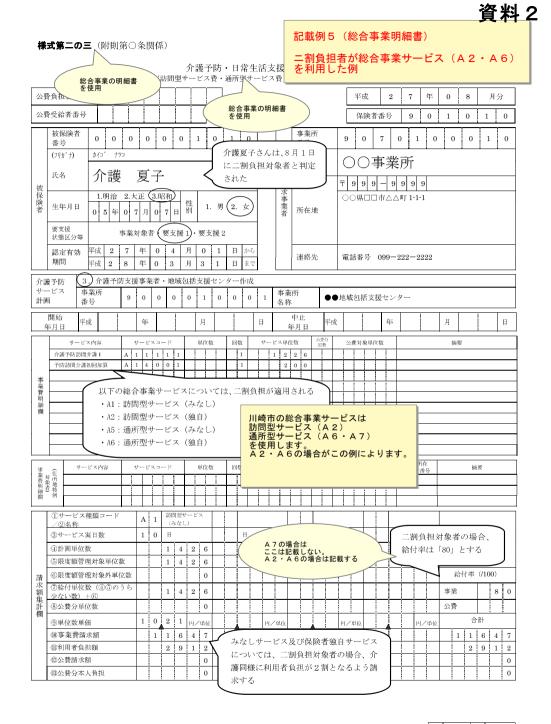
-2月説明会 請求P49-

枚中 枚目

「住所地特例対象者」が 総合事業サービスを利用した例



「二割負担者」が 総合事業サービスを利用した例



枚中	枚目

(参考:国資料の抜粋)

月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した場合の請求明細書等記載の整理

同月内に、要介護状態区分変更前後の要介護度に応じたサービスを利用しているパターンを整理する。

		給付管理票	サービス計画費		請求明細書	
		要支援·要介護 状態区分等	被保険者権の 要介護状態区分	要介護状態区分 (介護給付)	要又援状態区分(予防給付)	要支援状態区分等 (総合事業)
No		(重い方を対象) ※2	(月末時点)		(月末時点)	
1	事業対象者→要支援1	事業対象者	要文接 1	12	要支援1	要支援 1
2	事業対象者→要支援2	要支援 2	要文授 2		要支援2	要支援 2
3	事業対象者→要介護 N※1	要介護 N※1	要介護 N※1	要介護 N※1	-	事業対象者
4	要支援1→事業対象者		月途中の要支援	1 →事業対象者への	変更はない。	
5	要支援 1 →要支援 2	要支援 2	要支援 2	-	要支援 2	要支援 2
6	要支援1→要介護 N*₁	要介護 N※1	要介護 N*1	要介護 N※1	要介護 N*1	要支援 1
7	要支援2→事業対象者		月途中の要支援	2→事業対象者への	変更はない。	
8	要支援 2→要支援 1	要支援 2	要支援 1	-	要支援 1	要支援 1
9	要支援 2→要介護 N※1	要介護 N※1	要介護 N*1	要介護 N*1	要介護 N*1	要支援 2
10	要介護 N※1→事業対象者		月途中の要介護	N→事業対象者への	変更はない。	
11	要介護 N※1→要支援 1	要介護 N※1	要支援 1	要支援 1	要支援 1	要支援 1
12	要介護 N※1→要支援 2	要介護 N※1	要支援 2	要支援 2	要支援 2	要支援 2

%1 要介護 N は、要介護 $1 \sim 5$ のいずれかを意味する。

※2 要支援・要介護状態区分等の重い順は以下の通り。

月途中に居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合の取り扱い

			給付管理票	請求事業所				
No.	変更	パターン	提出事業所	介護予防支援費 の場合	介護予防ケアマネジメント費 の場合(
1	月を通じて地域包括支援センターが給 付管理業務を行う場合	・	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター			
2	月を通じて小規模多機能型居宅介護が 給付管理業務を行う場合	n月 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	小規模多機能型居宅介護	請求されない	請求されない			
3	月の途中まで地域包括支援センターが、月の途中から小規模多機能型居宅 介護が給付管理業務を行う場合 (総合事業利用あり)	カリス カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ カラ	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター			
4	月の途中まで地域包括支援センターが、月の途中ない規模多機能型居宅 が、月の途中から小規模多機能型居宅 介護が給付管理業務を行う場合 (総合事業利用なし)	ル域包含支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	小規模多機能型居宅介護	請求されない	請求されない			
5	月の途中まで小規模多機能型居宅介 護が、月の途中から地域包括支援セン ターが給付管理業務を行う場合	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター			